

第2期 犬山市子ども・子育て支援事業計画（案）

「犬山市ひとり親家庭等自立促進計画」

「犬山市子どもの貧困対策改革」

2020年 ⇒ 2024年
（令和2年度）（令和6年度）

市長挨拶

会長挨拶

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	策定の体制	4
	(1) アンケート調査の実施	4
	(2) 子ども・子育て会議の設置	4
	(3) パブリックコメントの実施	5
	(4) タウンミーティングの実施	5

第2章 犬山市の子ども・子育てを 取り巻く現状

1	統計による犬山市の状況	9
	(1) 人口の状況	9
	(2) 年少人口の推移と推計	11
	(3) 世帯の状況	12
	(4) 出生数・出生率の推移	13
	(5) 婚姻の状況	14
	(6) 女性の就労の状況	15
	(7) 要保護児童の状況	16
	(8) 特別な支援を必要とする児童の状況	16
	(9) ひとり親家庭の推移	17
	(10) 母子家庭等自立支援相談実績	17
	(11) 貧困率	18
	(12) 現在の暮らし向き	18
	(13) 無料学習塾・子ども食堂への参加希望	19
2	子ども・子育てに関するアンケート調査結果の概要	20
	(1) 保護者の就労状況について	20
	(2) 平日の幼稚園や保育所などの利用状況について	21
	(3) 地域の子育て支援拠点事業の利用状況について	22
	(4) 休日や長期休暇中の保育所やサービス等の利用について	22
	(5) 病気の際の対応について	23
	(6) 幼稚園や保育所などの不定期の利用について	24
	(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方について	25
	(8) 幼児教育・保育の無償化について	25
	(9) 子育て分野でのシェアリングエコノミーについて	26
	(10) 子育て全般について	27

3 現状・課題のまとめと今後の方向性	28
--------------------	----

第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念	31
2 施策の体系	32
3 量の見込みと確保の内容の設定にあたって	33
(1) 目標事業量の設定	33
(2) 教育・保育提供区域の設定	34

第4章 施策の展開

基本目標1 質の高い幼児教育・保育の提供	37
(1) 教育事業	37
(2) 保育事業(0歳児)	39
(3) 保育事業(1・2歳児)	41
(4) 保育事業(3歳以上児)	43
基本目標2 多様な子育て支援のニーズへの対応	52
(1) 妊婦健康診査事業	52
(2) 乳児家庭全戸訪問事業	54
(4) 地域子育て支援拠点事業	57
(5) 延長保育事業(18時以降利用児)	58
(6) 一時預かり事業	59
(7) ファミリー・サポート・センター事業	61
(8) 子育て短期支援事業	62
(9) 放課後児童健全育成事業	64
(10) 病児・病後児保育事業	68
(11) 利用者支援事業	69
(12) 実費徴収による補足給付事業	70
基本目標3 子どもの健やかな育ちへの支援	73
基本目標4 子育てと仕事が両立できる環境整備	80
基本目標5 特別な支援が必要な家庭への対応	83

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進	97
(1) 推進体制の強化	97
(2) 市民や地域との連携強化	97
(3) 広域調整や県との連携	97
2 計画の進行管理と評価	98
(1) 進行管理と評価体制の確立	98
3 SDGsの視点と基本施策の関わり	99

参考資料

- (1) 犬山市子ども・子育て会議条例..... 105
- (2) 犬山市子ども・子育て会議委員名簿..... 106
- (3) 策定経過..... 107
- (4) 用語解説..... 108

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の目的

わが国の少子化は急速に進行しており、平成 29 年の合計特殊出生率は 1.43 で、戦後最低を記録した平成 17 年の 1.26 よりも改善しているものの、人口を維持するのに必要な 2.07 を大きく下回っています。また、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けており、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。また、貧困状態にある家庭の経済状況が子どもの学力や進学、成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態が連鎖してしまうことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことが急務となっています。

こうした状況を踏まえ国では、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付の創設や、「認定こども園法」の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」¹が制定され、平成 27 年 4 月から、「子ども・子育て支援新制度」が施行されることになりました。また、平成 28 年 6 月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、働き方改革の推進、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、希望する教育を受けることを阻む制約の改善を講じていくことが明示されました。

また、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられ、誰一人として取り残さないことを誓っています。この SDGs 積極的に取り組むため、わが国では、地方自治体に各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たって、SDGs の要素を最大限反映させることを奨励しています。

子どもの貧困対策については、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年 6 月の改正では、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の拡大や就業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境によって子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

本市においては、平成 22 年 3 月に「犬山市次世代育成支援行動計画〈後期計画〉」、平成 27 年 3 月に「犬山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援に関する施策の推進に取り組んできました。今後も引き続き計画的に施策を推進し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備するとともに、近年社会問題化してきている子どもの貧困対策を総合的に推進していくため、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とした、「第 2 期犬山市子ども子育て支援事業計画」を策定しました。

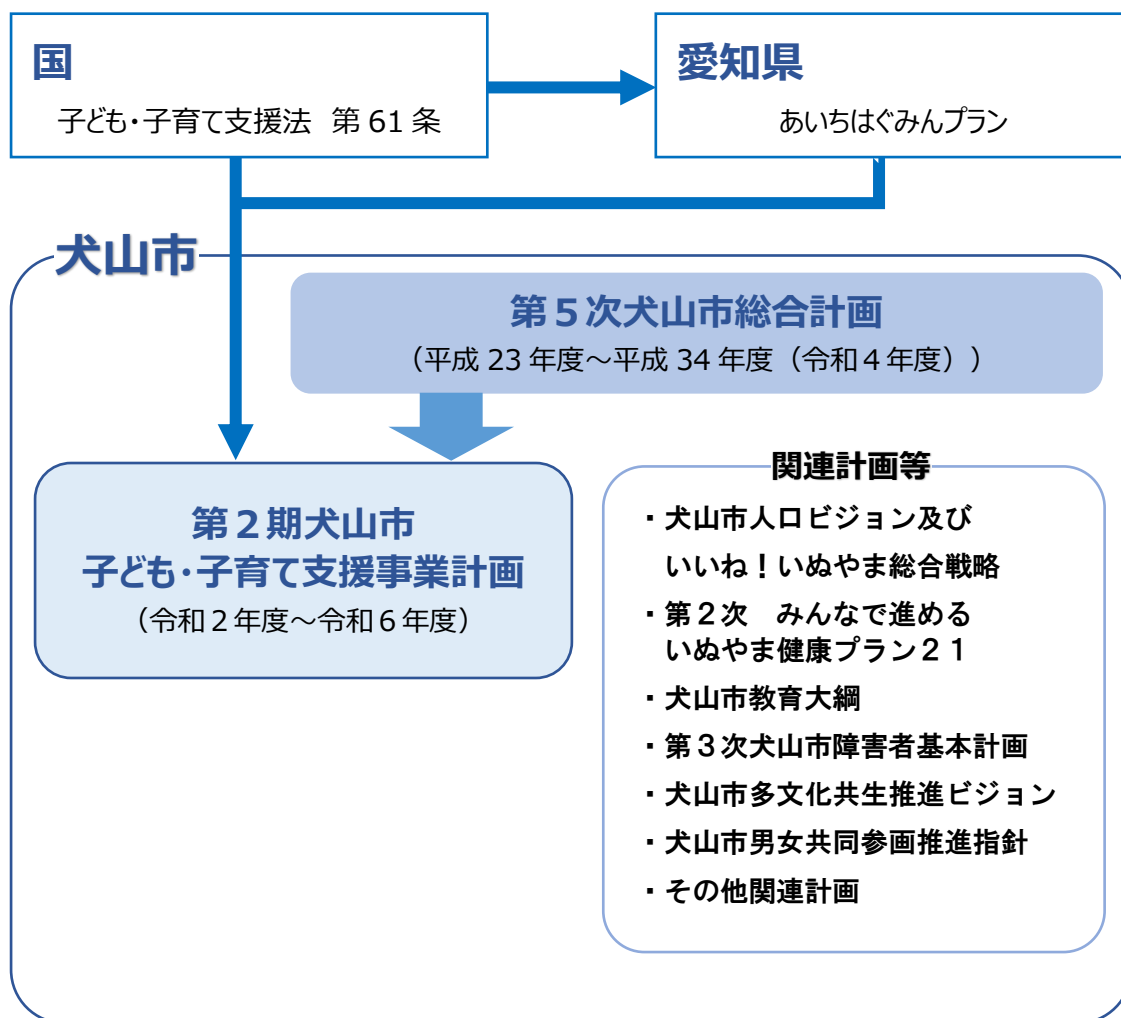
¹ 子ども子育て関連 3 法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。同法の内容に沿って、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の量の見込み、確保内容及び実施時期や業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。また、平成 27 年の国連サミットで採択された、誰一人として取り残さない社会の実現をめざすために、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」など、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットが設定されている「持続可能な開発目標（SDGs）」のグローバル目標を踏まえ本計画を策定します。

本計画は、第 5 次犬山市総合計画を上位計画とし、本市における子ども・子育て支援の方向性や目標及び具体的な施策・事業を示すとともに、「第 2 次みんなで進めるいぬやま健康プラン 21」「第 3 次犬山市障害者基本計画」「犬山市男女共同参画推進指針」や、愛知県の「あいちはぐみんプラン」²等との整合性を図りながら、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。



² あいちはぐみんプラン

愛知県の子ども・子育てに関する総合計画として、「子ども・子育て支援事業支援計画」「子どもの貧困対策推進計画」「児童虐待防止計画」の 3 つの計画と一体的に策定しているもの。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。令和4年度までの3年間で地域における課題解決のための方策を講じ、令和4年度に事業計画の中間評価・見直しを行います。また、令和5年度からの後半2年間では、次期計画の策定に向けた準備を行います。

(年度)

平成 27	28	29	30	31	令和 2	3	4	5	6
総合計画（基本構想・基本計画） 平成 23 年度～34 年度									
犬山市子ども・子育て支援事業計画 平成 27 年度～31 年度									
					第2期犬山市子ども・子育て支援事業計画 令和 2 年度～6 年度				
							中間評価・ 見直し		
								次期計画の策定に 向けた準備	
								調査	策定

4 策定の体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者を対象とし、子ども・子育てに関するニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

調査の概要

■調査の対象

- ①市内在住の就学前児童（0～5歳）の保護者（平成30年10月15日現在）
- ②市内在住の小学生児童（6～11歳）の保護者（平成30年11月15日現在）

■調査期間

平成30年11月15日（木）～平成30年11月30日（金）

■回収状況

対象	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,800件	1,275件	70.8%
小学生児童	1,361件	1,232件	90.5%
合計	3,161件	2,507件	79.3%

(2) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、「犬山市子ども・子育て会議」を設置し、学識経験者や教育・保育の関係者、保護者等の意見をうかがいました。

犬山市子ども・子育て会議

委員数：20名

委員構成：学識経験者（大学教授2名）、保護者代表7名

福祉・保健・医療・教育関係者5名

事業者（保育所・幼稚園・障害児相談支援事業所）3名

市議会議員2名、商工会議所1名

(3) パブリックコメントの実施

下記の要領でパブリックコメントを実施しました。

実施の概要

■実施期間

令和元年12月16日(月)～令和2年1月10日(金)

■提出件数

通 件

(4) タウンミーティングの実施

下記の要領でタウンミーティングを実施しました。

実施の概要

■実施日

令和2年1月26日(日)

■参加者数



第2章 犬山市の子ども・子育てを 取り巻く現状

1 統計による犬山市の状況

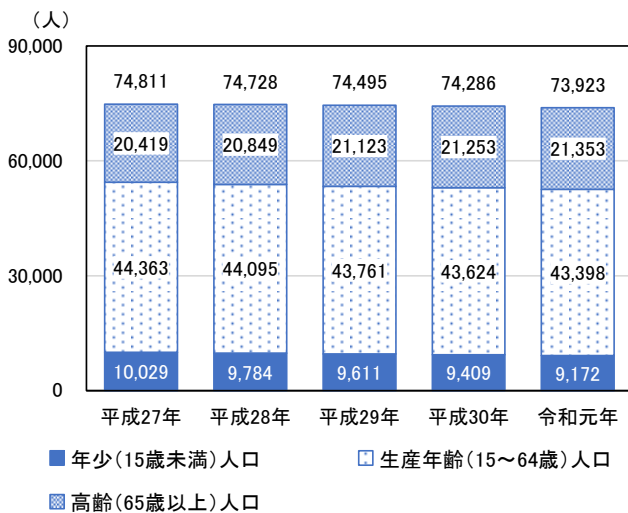
(1) 人口の状況

本市の人口は減少が続いています。令和元年では73,923人で、平成27年と比較すると888人の減少となっています。

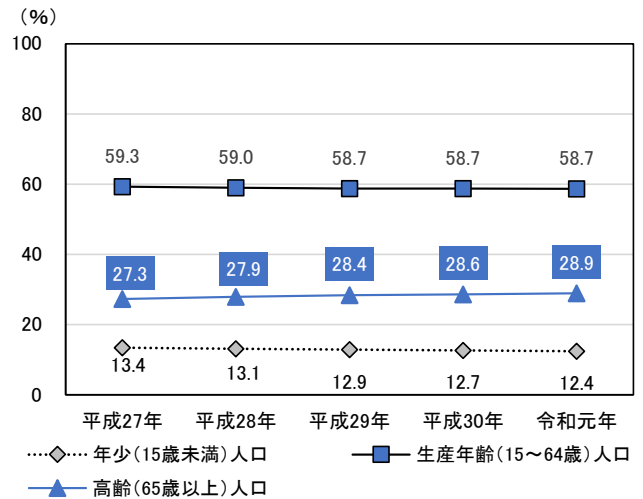
年少（15歳未満）人口、生産年齢（15～64歳）人口、高齢（65歳以上）人口の年齢3区分別人口をみると、年少人口と生産年齢人口は減少が続いており、平成28年以降の年少人口は10,000人を下回っています。一方で高齢人口は増加が続いています。

人口ピラミッドをみると、20代～30代前半と0～4歳の人口が少なくなっています。

◆ 年齢3区分別人口の推移

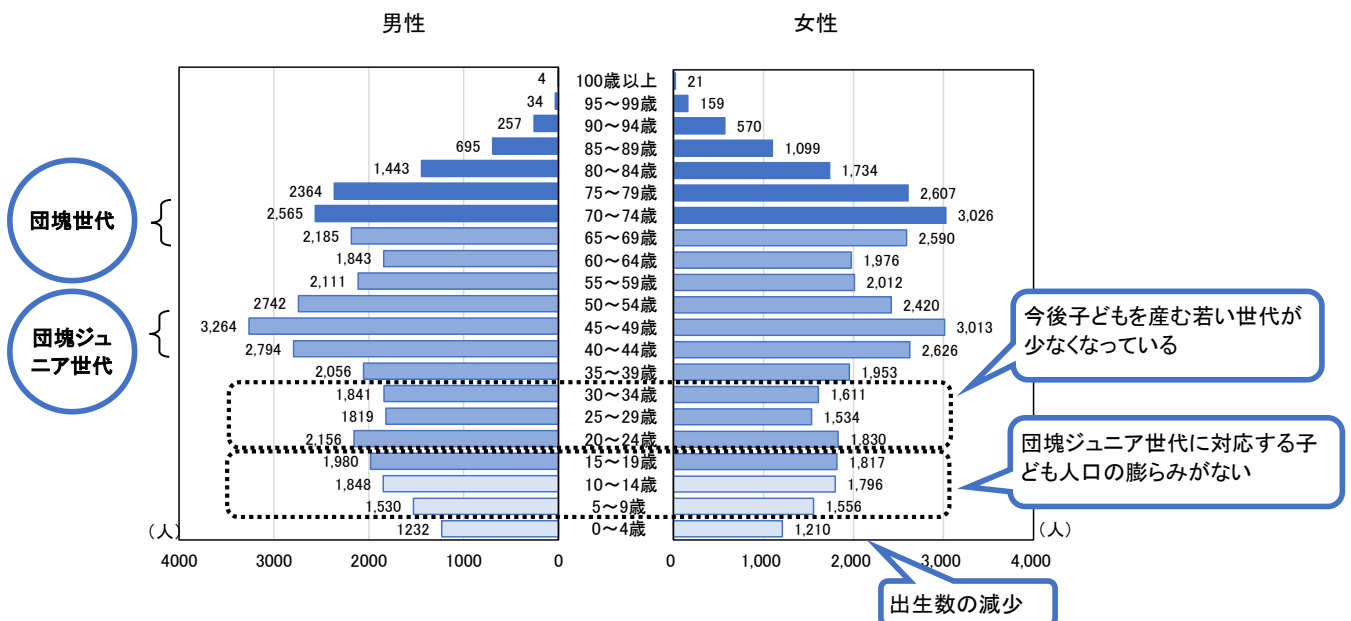


◆ 年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

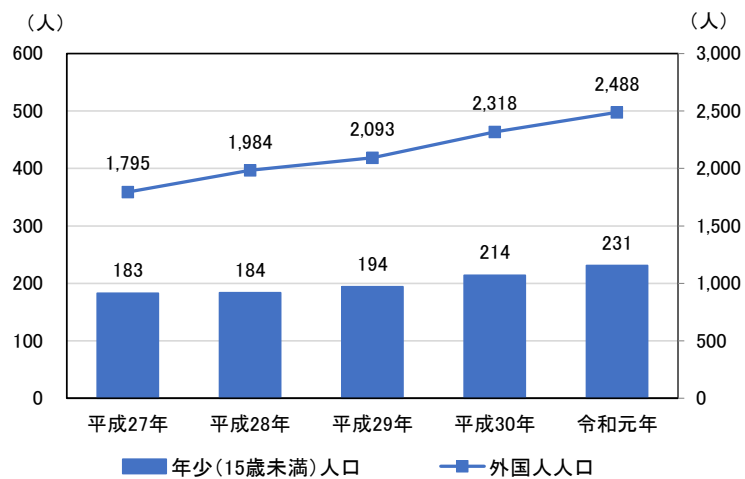
◆ 人口ピラミッド（令和元年）



資料：住民基本台帳（令和元年9月30日現在）

外国人登録人口は増加傾向にあり令和元年では2,488人となっています。年少人口についてみると令和元年で231人となっており、平成27年と比較すると48人の増加となっています。

◆ 外国人人口の推移



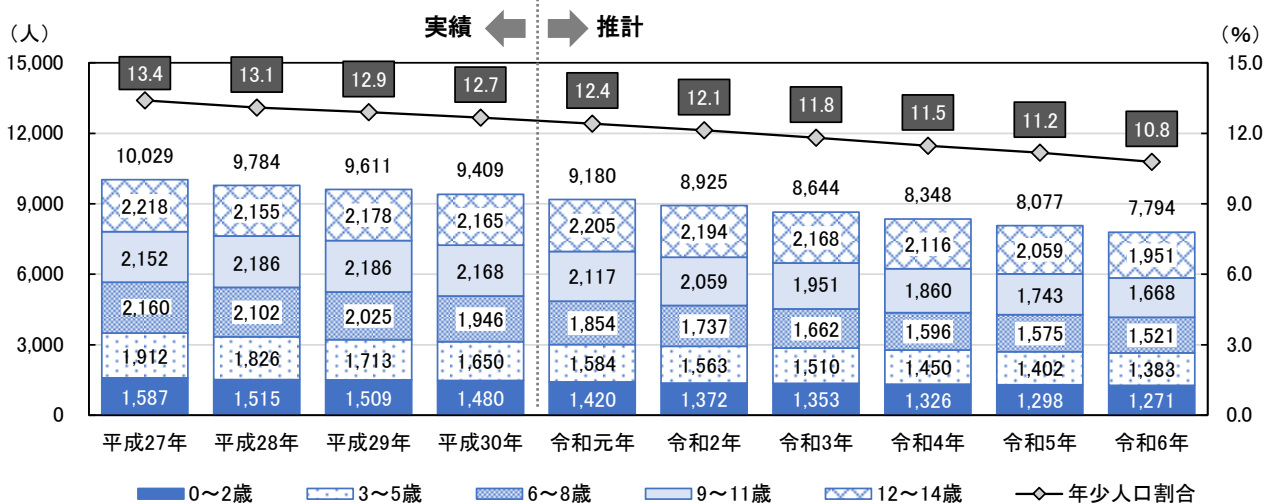
資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

(2) 年少人口の推移と推計

年少人口の推計をみると、平成 27 年以降、減少が続いています。令和元年以降の推計でも減少していく予想となっており、令和 6 年には 7,794 人と、平成 27 年と比較すると 2 割程度の減少となっています。

※「第 5 次犬山市総合計画」等の人口推計との関係性についての説明は 34 ページにあります。

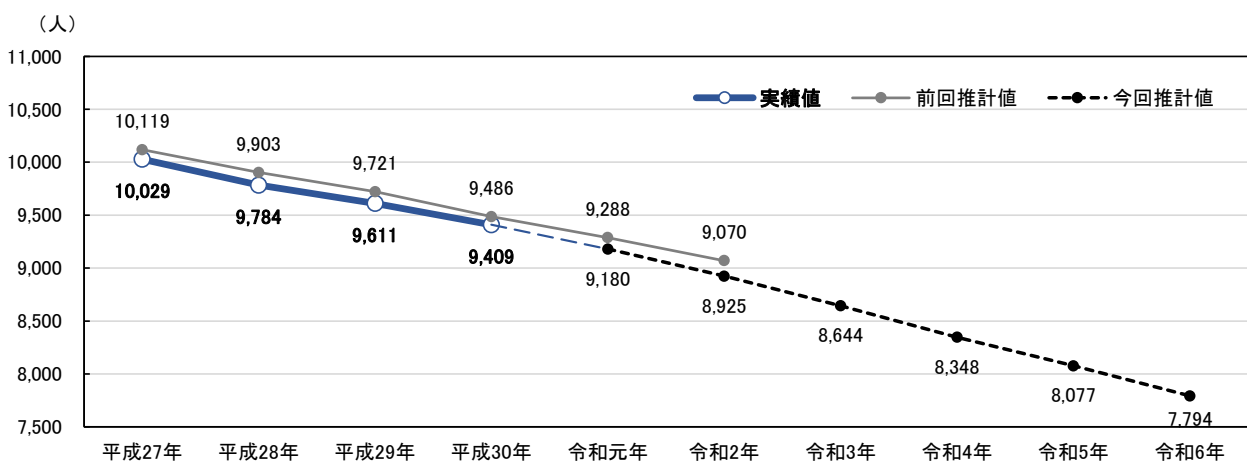
◆ 年齢区別年少人口の推移と推計



資料：平成 27 年～平成 30 年実績：住民基本台帳・外国人登録台帳（各年 9 月 30 日現在）
令和元年～令和 6 年推計：コーホート変化率法³により算出

前回の推計値と今回の推計値を比較すると、前回推計値の減少率よりも今回推計値の減少率は大きく推移しており、令和 6 年には 8,000 人を下回り 7,794 人になると思われます。

◆ 年少人口の実績値と推計値の比較



参考：犬山市子ども・子育て支援事業計画（平成 26 年度）

³ コーホート変化率法

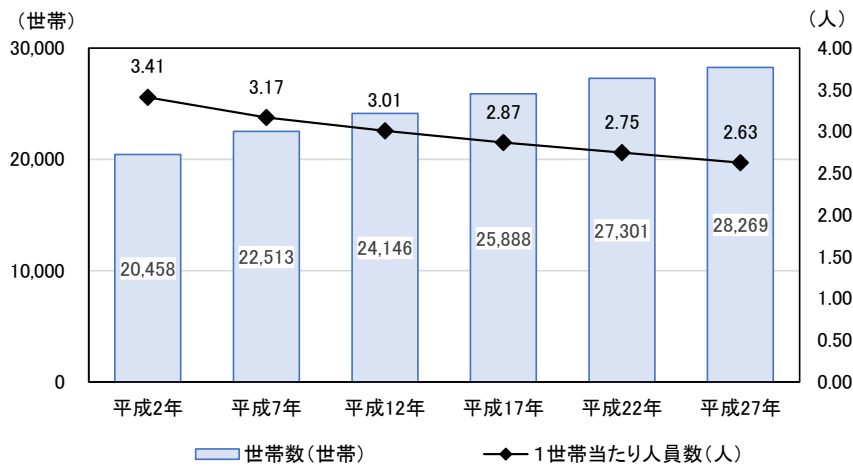
住宅開発などの人口変化要因は見込まず、各年の年齢階層毎の人口の変化率を算出し、統計的に将来人口を推計する方法のこと。

(3) 世帯の状況

世帯数及び1世帯当たり人員数の推移をみると、平成2年から平成27年にかけて、世帯数は増加し続けています。一方で、1世帯当たり人員数は平成2年から減少が続いており、平成27年では2.63人となっています。

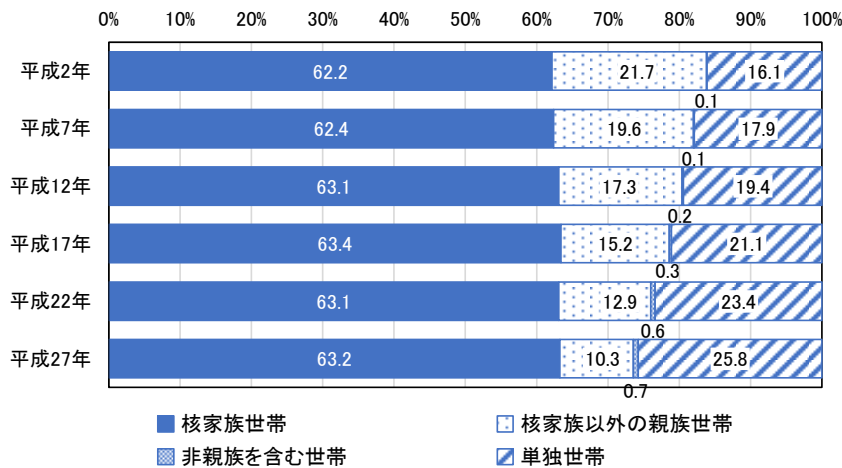
家族類型別世帯割合の推移をみると、単独世帯の割合が増加している一方で、核家族世帯の割合は変動がありません。

◆ 世帯数及び1世帯数あたり人員数の推移



資料：国勢調査

◆ 家族類型別世帯割合の推移



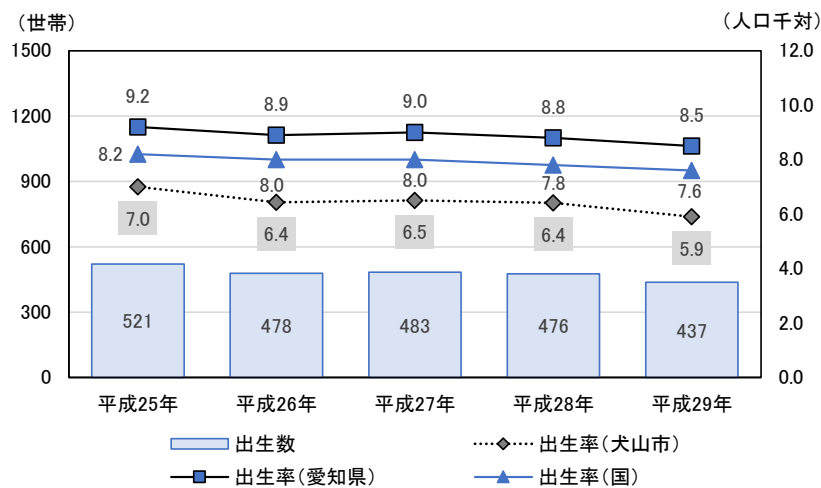
資料：国勢調査

(4) 出生数⁴・出生率⁵の推移

出生数の推移をみると、平成25年以降、減少が続いています。また、それに伴い出生率も低下しています。平成29年の出生率は5.9で、国(7.6)や愛知県(8.5)と比較しても低い値となっています。

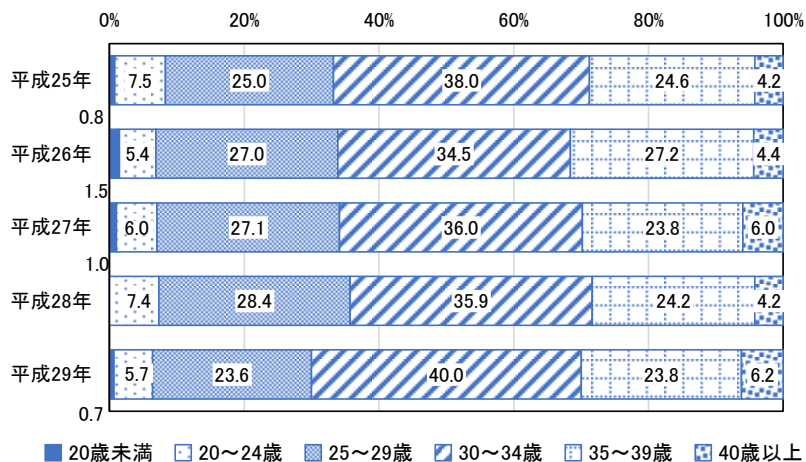
母親の年齢別出生割合の推移をみると、平成25年から平成28年においては20歳代が増加傾向にありましたが平成29年では減少し、一方で30～34歳と40歳以上が増加しています。

◆ 出生数・出生率の推移



資料：愛知県人口動態統計

◆ 母親の年齢別出生割合の推移



資料：人口動態調査

⁴ 出生数

その年に生まれた子どもの人数のこと。

⁵ 出生率

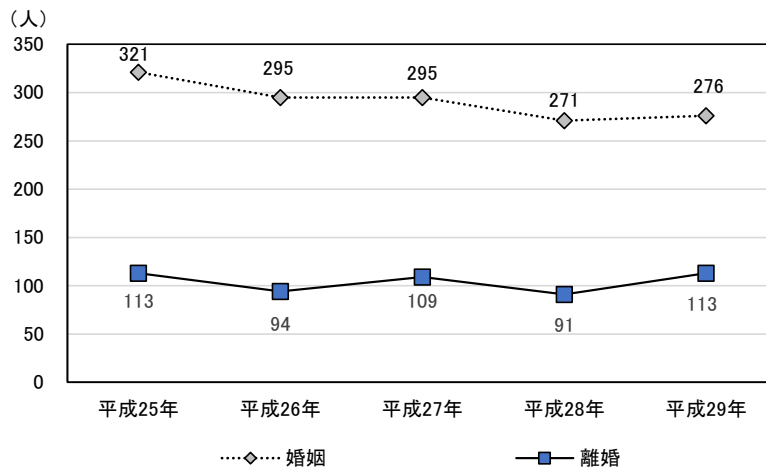
人口1,000人に対する1年間の出生数(死産を除く)のこと。

(5) 婚姻の状況

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は平成25年から平成28年まで減少が続いたものの、平成29年でわずかに増加し、276件となっています。離婚件数は毎年増減を繰り返していますが、平成25年以降は100件前後で推移しており、平成29年には113件とやや多くなっています。

未婚率の推移をみると、平成27年は平成17年に比べて男性の20歳代で減少しています。男性の30歳代以上と女性のすべての年代は増加傾向にあり、特に30歳代の増加率が高くなっています。

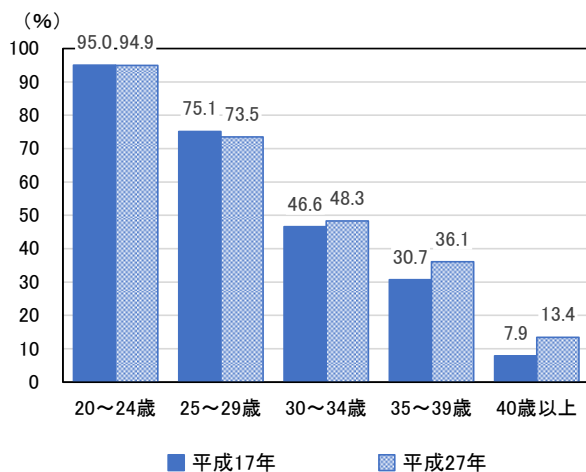
◆ 婚姻・離婚件数の推移



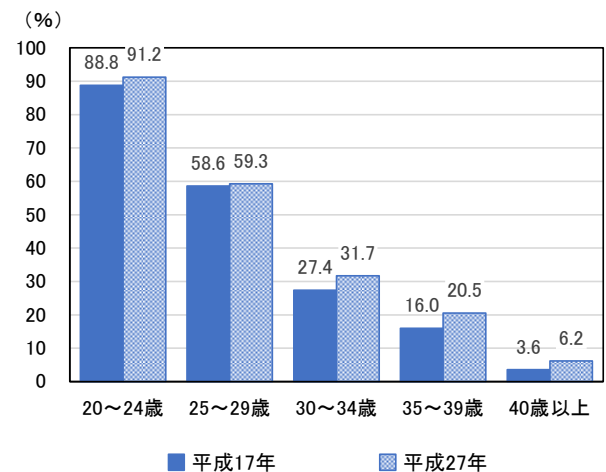
資料：愛知県衛生年報

◆ 未婚率の推移

【男性】



【女性】

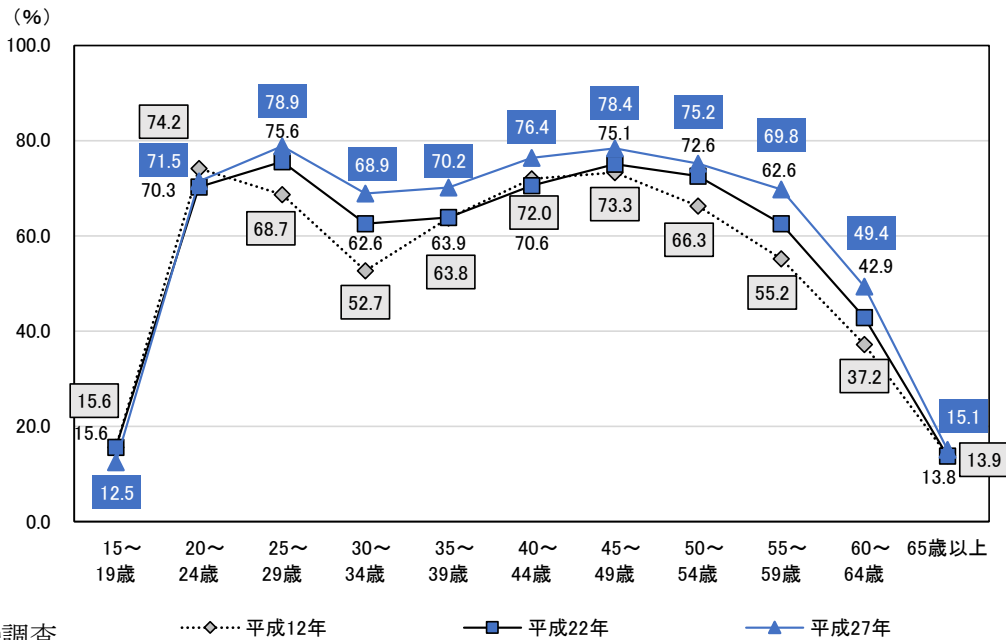


資料：国勢調査

(6) 女性の就労の状況

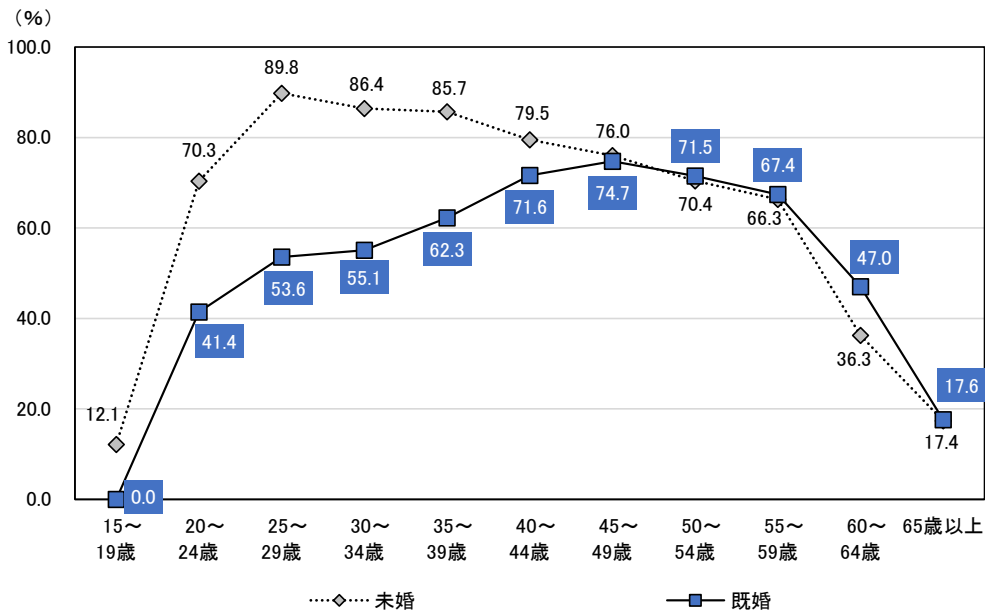
女性の労働力率をみると、20歳代後半から30歳代前半にかけて、結婚・出産等のために仕事を中断する女性が多いことを示す「M字カーブ」を描いています。M字の谷の部分には年々上がってきており、平成27年における30～34歳の労働力率は、平成12年より約16ポイント増加しています。また、未婚・既婚で比較すると、20歳代から30歳代で差が非常に大きくなっており、結婚や出産後の女性の就労継続については就労が増加しています。

◆ 女性の労働力率（平成12年・平成22年・平成27年比較）



資料：国勢調査

◆ 女性の労働力率（平成27年 未婚・既婚比較）

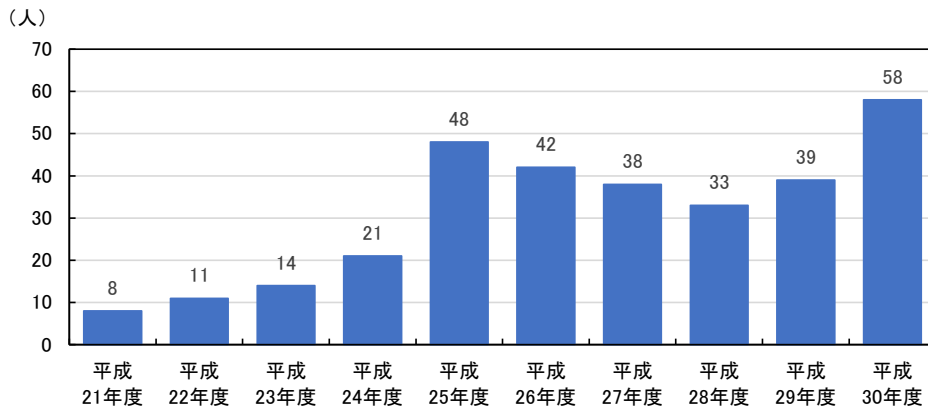


資料：国勢調査

(7) 要保護児童の状況

児童虐待相談件数は、平成 25 年度を境として大きく増加しています。その後、緩やかに減少したものの平成 29 年度以降は増加に転じています。

◆ 児童虐待相談件数の推移

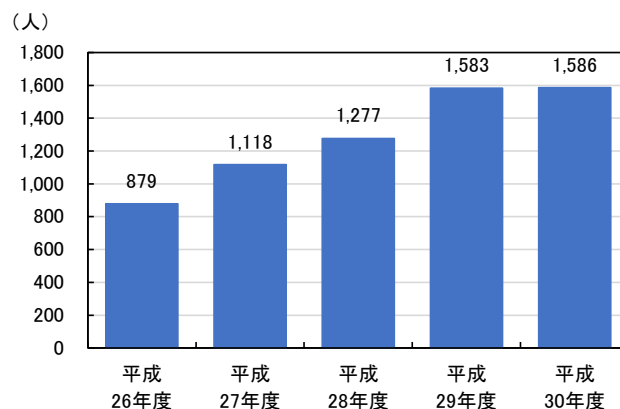


資料：子ども未来課

(8) 特別な支援を必要とする児童の状況

児童発達支援事業⁶の利用者は増加が続いており、平成 30 年度では 1,586 人となっています。平成 26 年度と比較すると 707 人の増加となっています。

◆ 児童発達支援事業の利用状況（延べ人数）



資料：福祉課

⁶ 児童発達支援事業

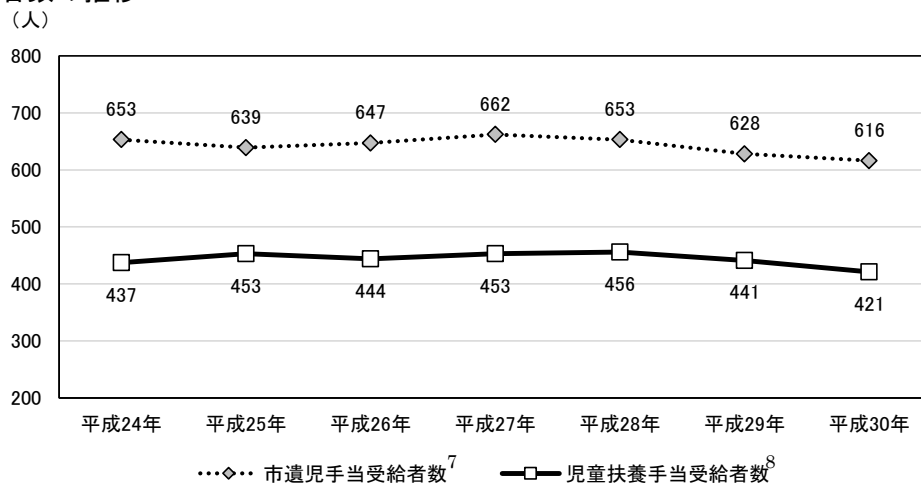
児童福祉法に基づくサービスの一つ。2012 年の児童福祉法改正により、これまでの障害種別による 4 種類の通園事業が一元化することによって制度化され、障害のある子どもが住んでいる地域で療育や支援を受けやすくするために設けられた事業。

(9) ひとり親家庭の推移

児童扶養手当とは異なり所得制限の無い市遺児手当は、子どもを養育するひとり親家庭の多くが受給しており、その受給数は、市内のひとり親家庭の概ねの件数を表しているといえます。

市内の子どもを養育するひとり親家庭の数は、年度ごとに増減がありますが、640人前後で推移しているといえます。

◆ 手当受給者数の推移

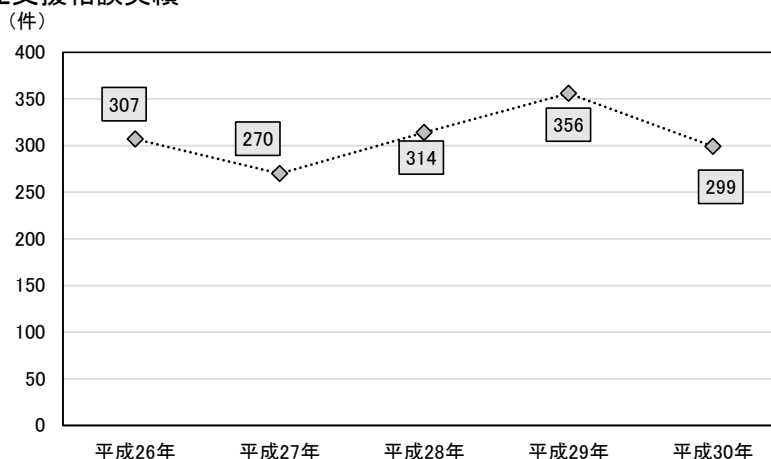


資料：子ども未来課

(10) 母子家庭等自立支援相談実績

母子家庭等自立支援相談実績件数は増減を繰り返していますが、約300件前後で推移しています。

◆ 母子家庭等自立支援相談実績



資料：子ども未来課

7 市遺児手当

ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成を目的として支給する手当。(市制度)

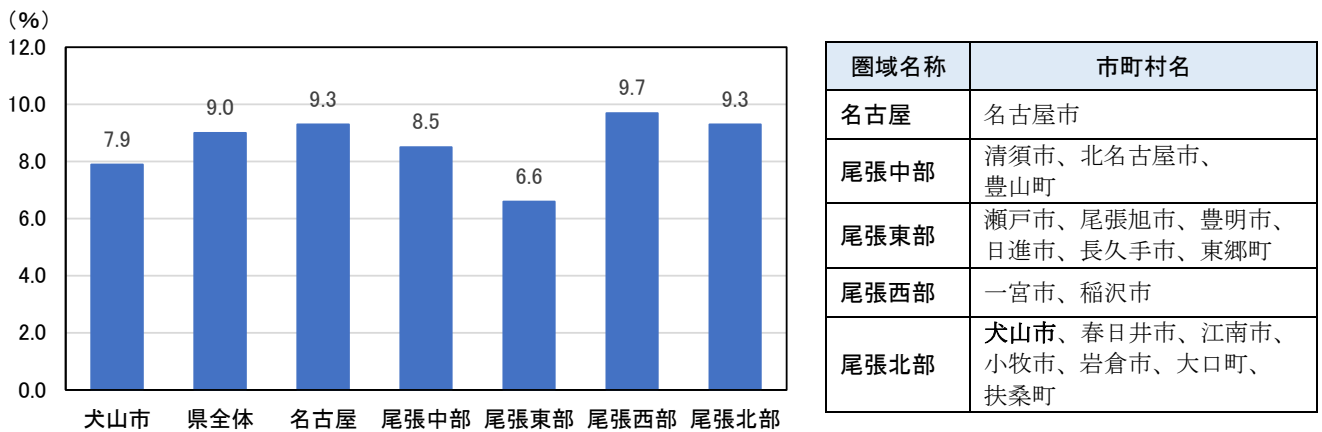
8 児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成を目的として支給する手当。(国制度)

(11) 貧困率⁹

県内で貧困層等にあたる世帯の年間所得は、137.5万円となっています。この所得を下回る世帯の割合（貧困率）は、犬山市が入っている尾張北部全体では9.3%、犬山市単独では7.9%となっています。

◆ 子どもの貧困率

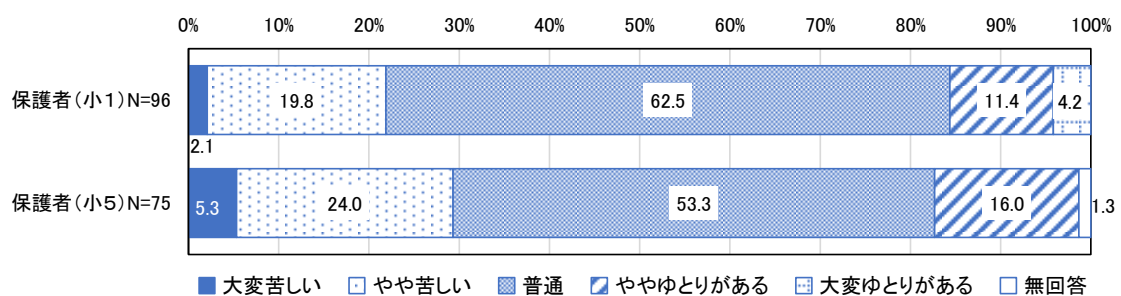


資料：愛知子ども調査、犬山市子ども調査（平成28年度）

(12) 現在の暮らし向き

生活が「大変苦しい」または「やや苦しい」と回答した保護者は、小学1年生で21.9%、小学5年生では29.3%となっています。

◆ 現在の暮らし向き



資料：愛知子ども調査、犬山市子ども調査（平成28年度）

⁹ 貧困率

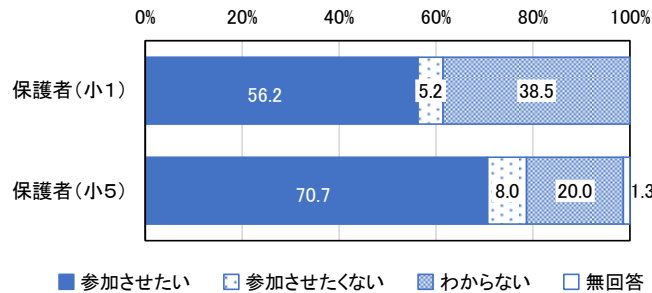
所得が、住民（ここでは愛知県民をいう。）の「平均値」の半分に満たない人の割合。

(13) 無料学習塾・子ども食堂への参加希望

無料の学習塾があった場合、子どもを参加させたいと思っている保護者は小学1年生では56.2%、小学5年生では70.7%となっています。

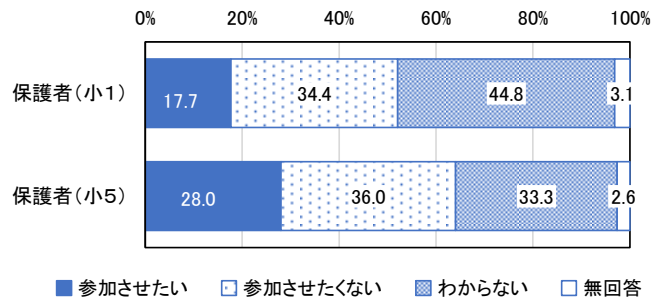
一方で子ども食堂に参加させたいと思っている保護者は、小学1年生では17.7%、小学5年生では28.0%で、無料学習塾と比較すると低い割合となっています。理由としては「必要と感じない」「貧困だと思われたくない」という回答がありました。

◆ 無料学習塾への参加



資料：愛知子ども調査、犬山市子ども調査（平成28年度）

◆ 子ども食堂への参加



資料：愛知子ども調査、犬山市子ども調査（平成28年度）

2 子ども・子育てに関するアンケート調査結果の概要

就学前及び小学生児童の保護者を対象に、子ども・子育てに関するニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向などを把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

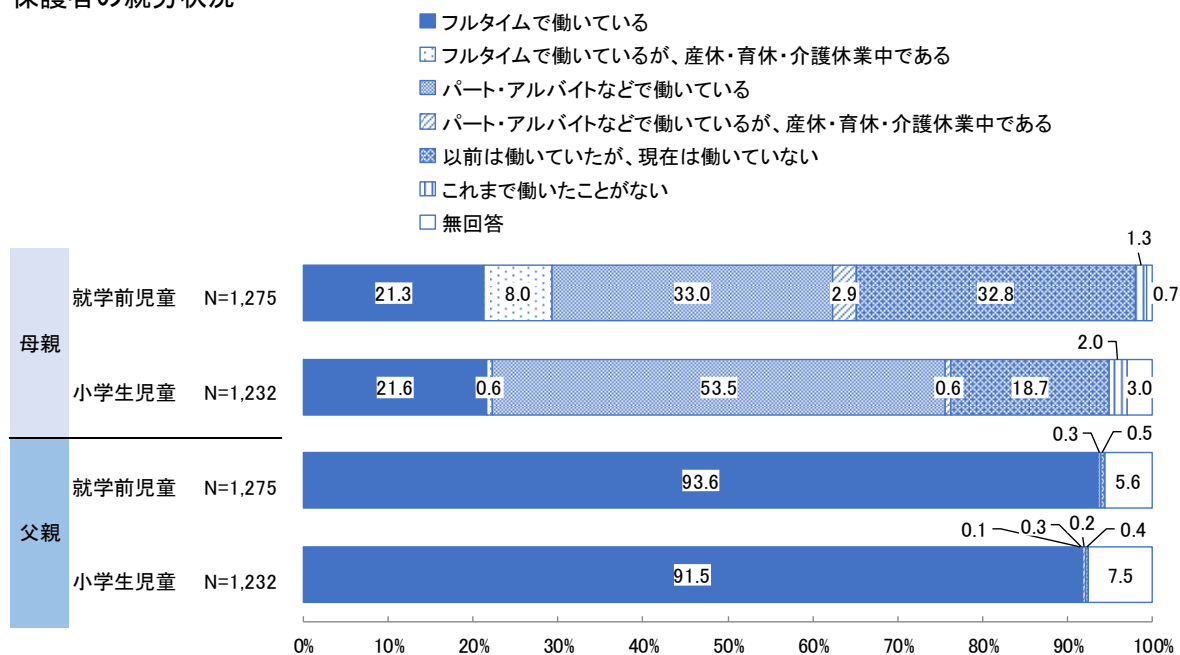
(1) 保護者の就労状況について

保護者の就労状況について、就学前児童の母親は「以前は働いていたが、現在は働いていない」が3割以上となっています。

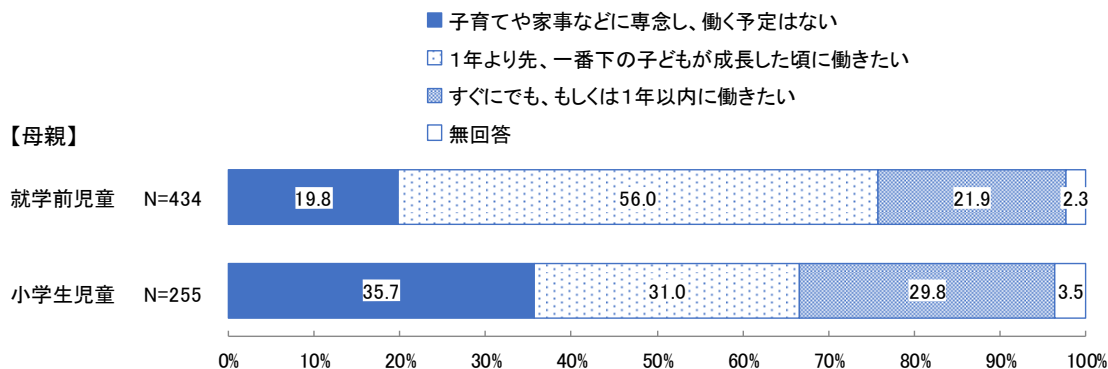
一方、小学生児童の母親は「パート・アルバイトなどで働いている」で就学前児童の母親と比較して高く、子どもの年齢が上がるにつれ、フルタイムではないが、就労する母親が多くなっていることがうかがえます。

現在、働いていない母親の就労希望については、就学前児童は「1年より先、一番下の子どもが成長した頃に働きたい」が5割強を占めています。一方、「子育てや家事などに専念し、働く予定がない」で小学生児童が3割強を占めています。就学前児童、小学生児童ともに、就労する時期にかかわらず6割以上が「働きたい」と思っています。

◆ 保護者の就労状況



◆ 現在働いていない人の就労意向【母親】



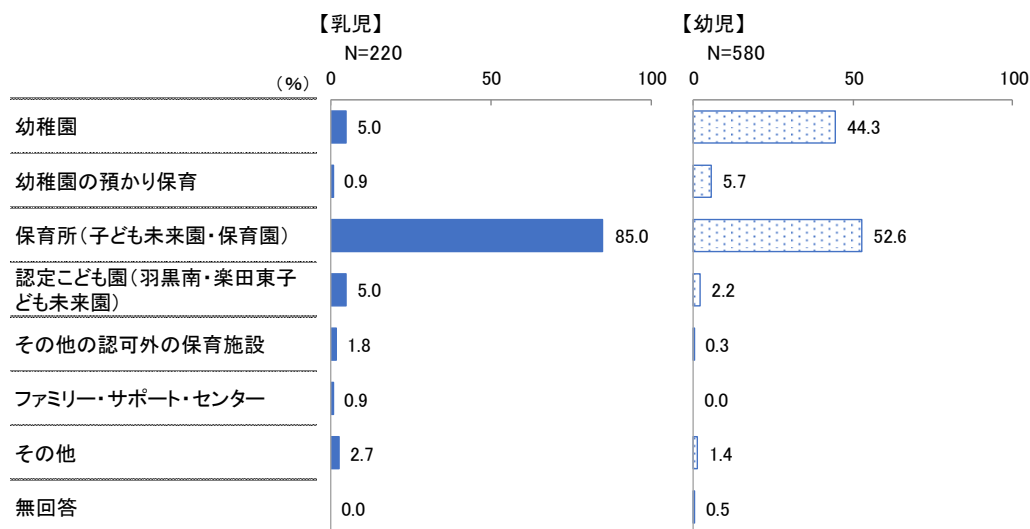
(2) 平日の幼稚園や保育所などの利用状況について

【就学前児童】

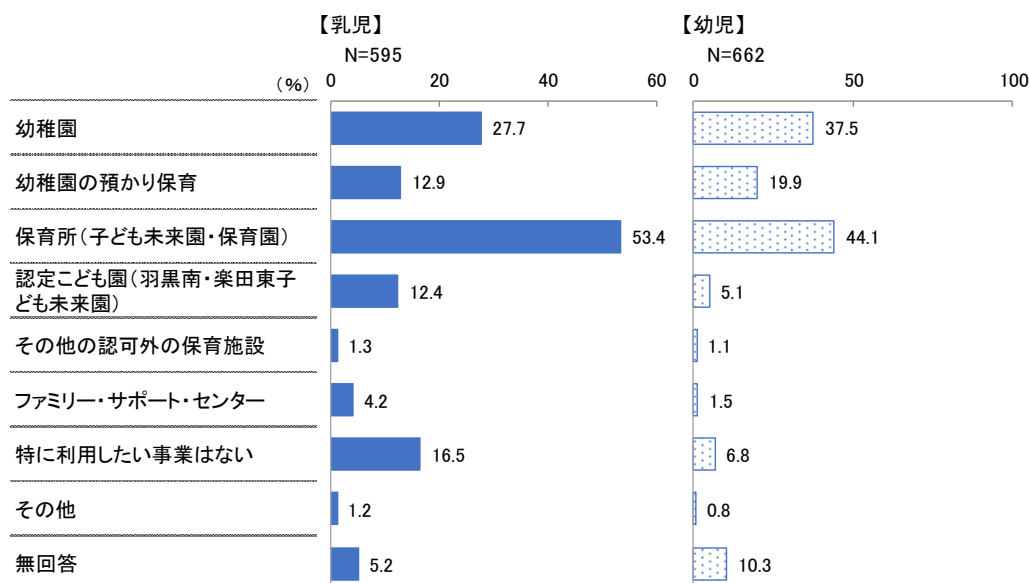
平日に利用している施設やサービスは乳児では「保育所（子ども未来園・保育園）」が8割以上で最も高くなっており、幼児では「保育所（子ども未来園・保育園）」が約5割、「幼稚園」が4割以上となっています。

一方で現在の利用の有無にかかわらず、定期的に利用したいと考える施設や保育サービスは、乳児では保育所以外の利用希望が増加しており、幼児では「幼稚園の預かり保育」の利用希望の割合が高くなっていきます。

◆ 利用している施設やサービス



◆ 定期的に利用したい施設やサービス



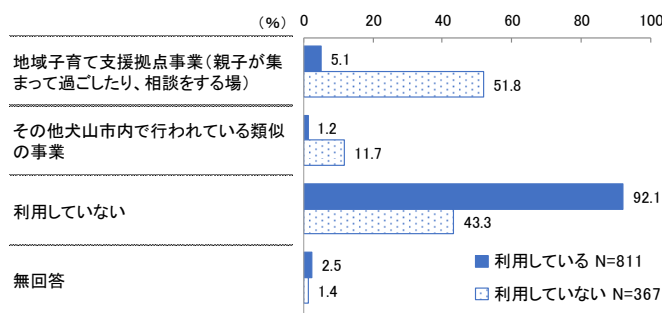
(3) 地域の子育て支援拠点事業の利用状況について

【就学前児童】

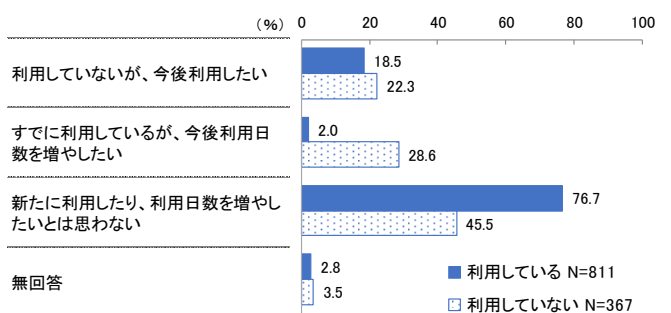
現在、幼稚園や保育所の利用状況別にみた、現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況は、利用していない人では「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」が51.8%、「その他犬山市内で行われている類似の事業」が11.7%となっています。

また、現在、幼稚園や保育所の利用状況別にみた、今後の利用意向は、「利用していないが、今後利用したい」が22.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が28.6%となっています。

◆ 地域子育て支援拠点事業の利用状況



◆ 今後の利用意向

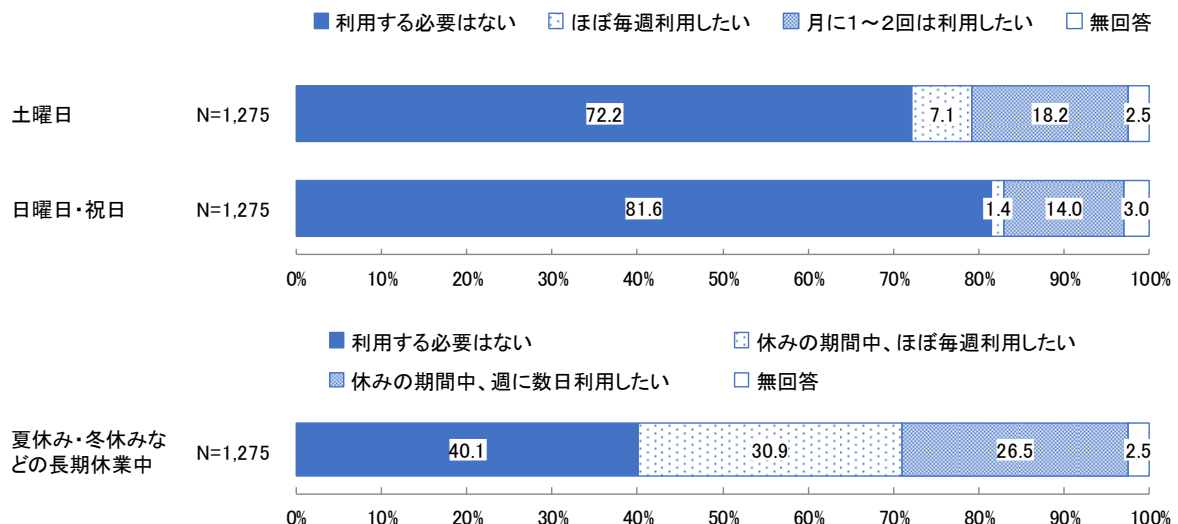


(4) 休日や長期休暇中の保育所やサービス等の利用について

【就学前児童】

土曜・日曜・祝日や長期休業中に子どもを預かる施設やサービスの利用希望として、「利用する必要はない」が最も多くなっています。しかし、夏休み・冬休みなどの長期休業中では、「利用する必要はない」が4割で最も多いものの、「休みの期間中、ほぼ毎週利用したい」、「休みの期間中、週に数日利用したい」の長期休暇中の利用希望は6割弱となっています。

◆ 休日や長期休業中に子どもを預かる施設やサービスの利用希望

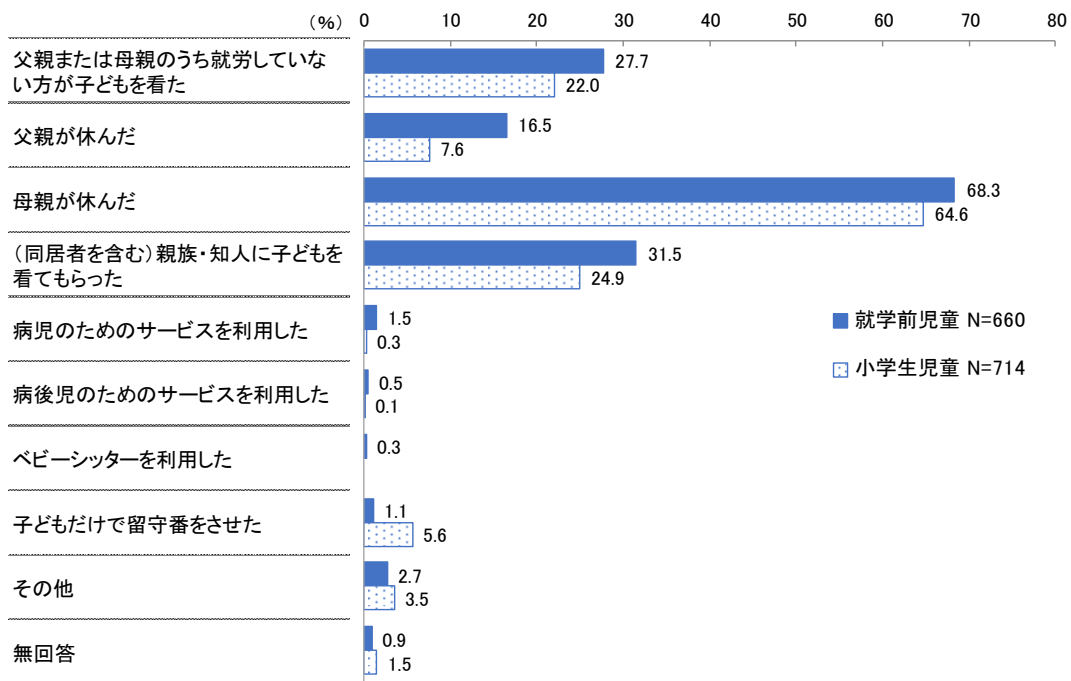


(5) 病気の際の対応について

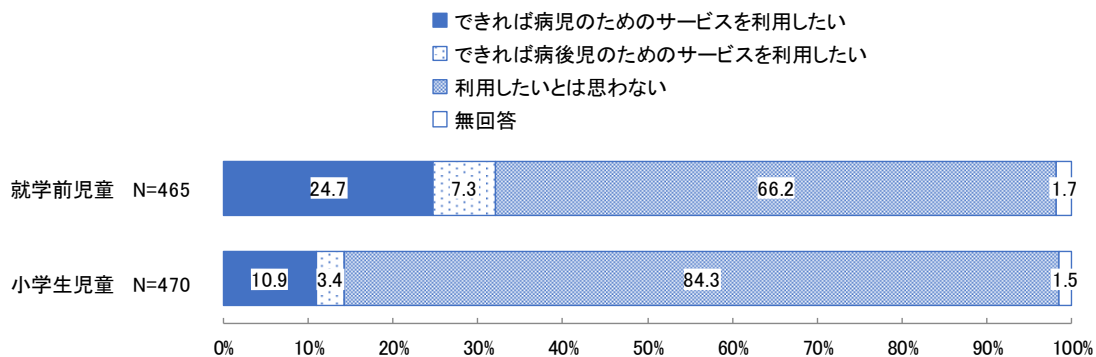
子どもが病気やケガで幼稚園や保育所を利用できなかった、あるいは小学校を休まなければならなかった場合の対処方法について、就学前児童、小学生児童ともに「母親が休んだ」が6割以上を占めています。

父親が休んだまたは母親が休んだ際のサービスの利用意向は、就学前児童では「病児のためのサービス」で2割強、「病後児のためにサービス」で1割弱と利用意向は3割程となっています。小学生児童の利用意向は、病児・病後児を合わせて1割強となっています。

◆ 子どもが病気やケガで幼稚園や保育所、小学校を休んだ場合の対処方法



◆ (父親が休んだ、あるいは母親が休んだ) 病児・病後児のためのサービスの利用意向



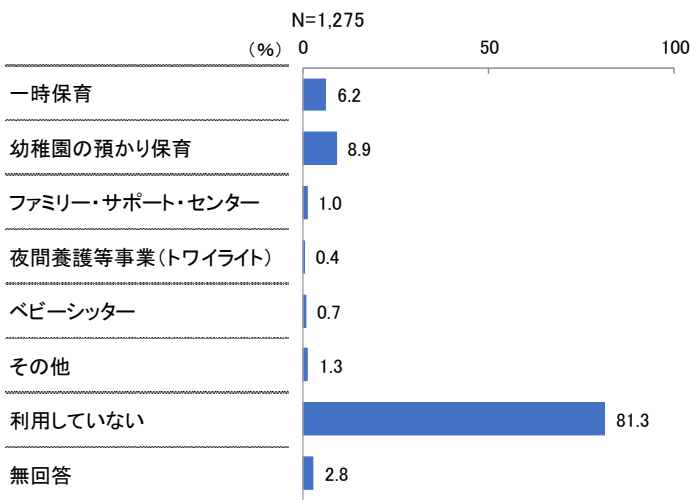
(6) 幼稚園や保育所などの不規則の利用について

【就学前児童】

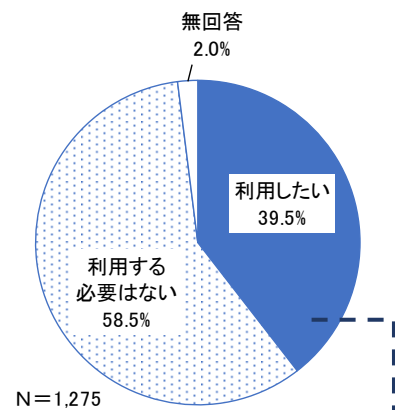
就学前児童で、保護者の用事により一時的に利用したサービスは「幼稚園の預かり保育」「一時保育」となっています。一方で、「利用していない」は約8割を占めています。

就学前児童の保護者の今後の利用意向については、「利用したい」が約4割となっており、目的は「私用（買い物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事など）、リフレッシュ目的」「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院など」が6割前後で高くなっています。

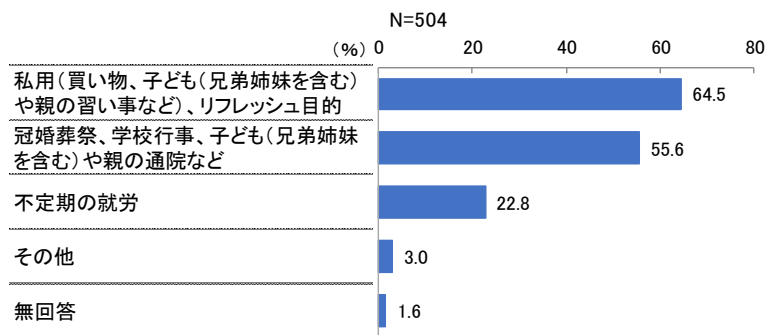
◆ 保護者の用事により一時的に利用したサービス



◆ 今後の利用意向



◆ 利用目的

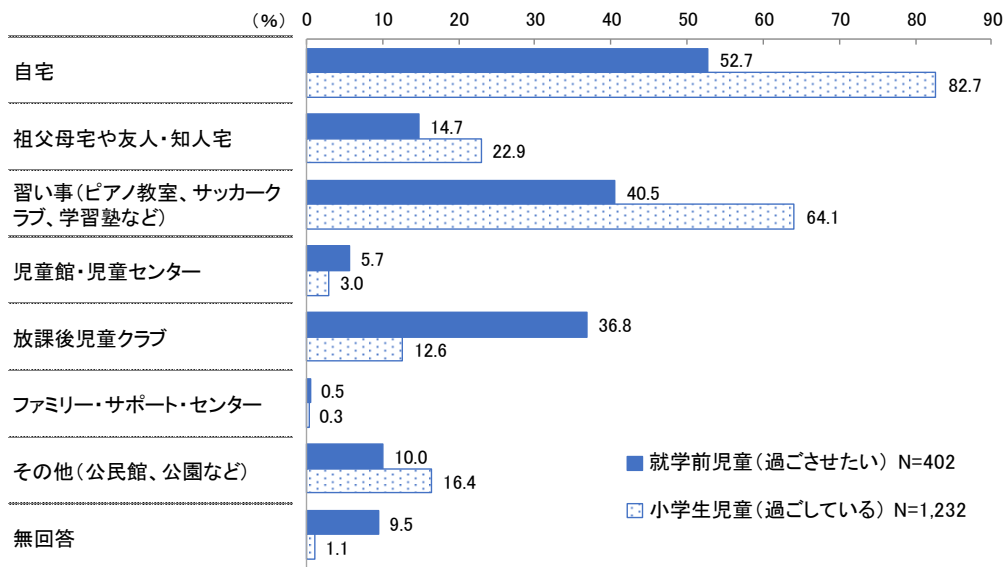


(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

就学前児童では小学校入学後の放課後に過ごさせたい場所は、「自宅」、「習い事」が高くなっています。

小学生児童が放課後を過ごしている場所について、「自宅」が8割以上を占めています。

◆ 放課後過ごさせたい（過ごしている）場所

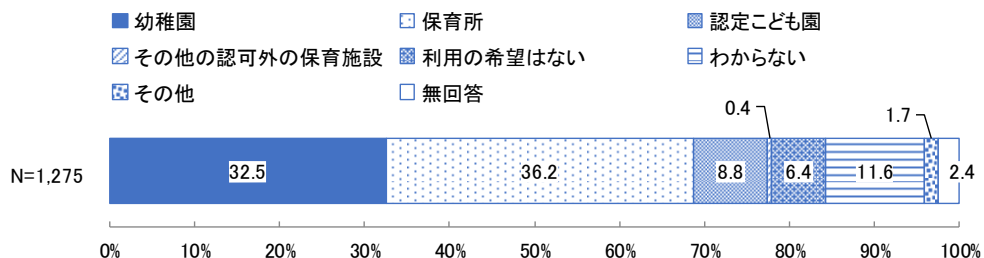


(8) 幼児教育・保育の無償化について

【就学前児童】

幼児教育・保育の無償化で利用したいサービスについて、「幼稚園」「保育所」が高くなっています。

◆ 無償化により利用したいサービス

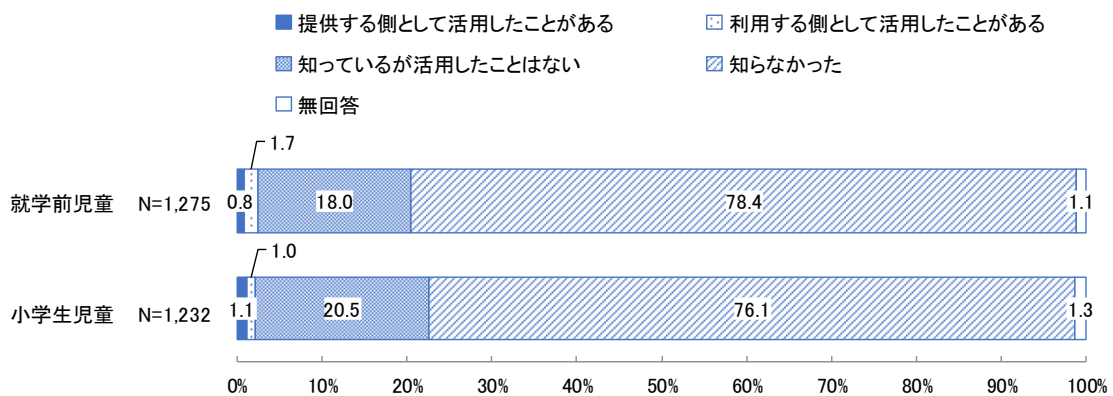


(9) 子育て分野でのシェアリングエコノミー¹⁰について

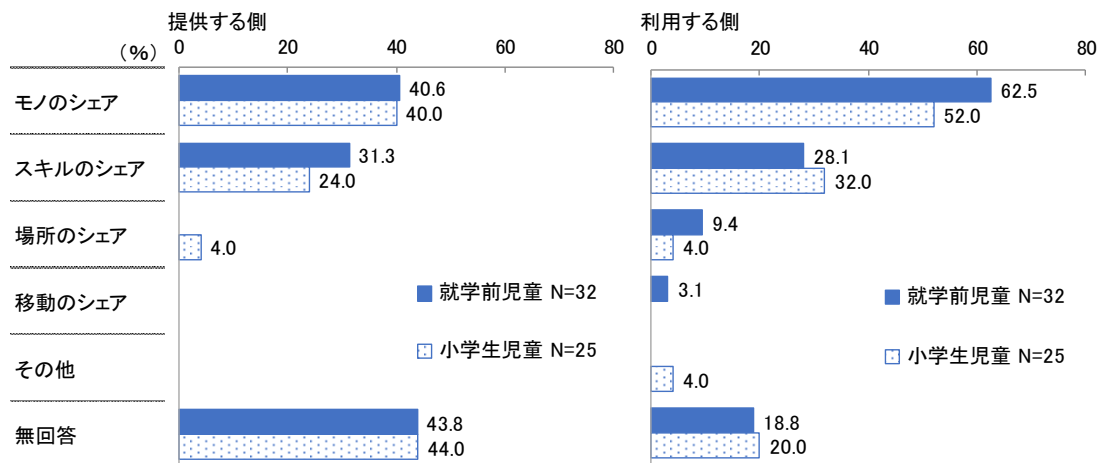
シェアリングエコノミーの認知について、就学前児童、小学生児童ともに「知らなかった」が約8割を占めています。

活用したことがあるシェアリングエコノミーのサービスについて、提供する側では、就学前児童、小学生児童ともに「モノのシェア」が4割、利用する側では、「モノのシェア」が就学前児童は6割以上、小学生児童は5割以上となっています。

◆ シェアリングエコノミーの認知



◆ 活用したことがあるシェアリングエコノミーのサービス



¹⁰ シェアリングエコノミー

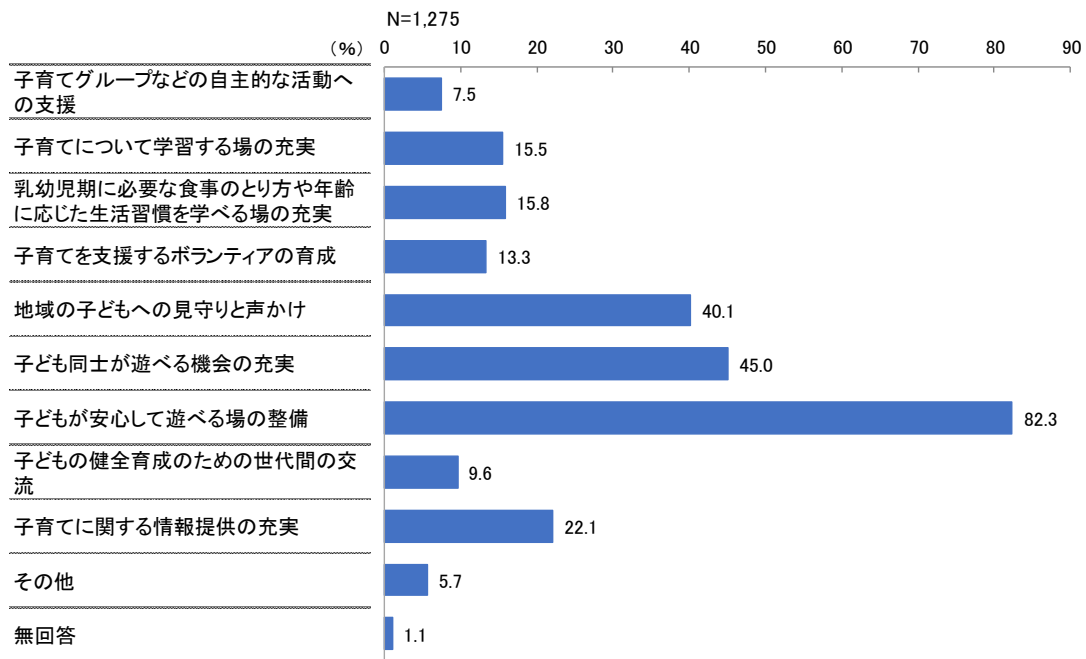
スキル・モノ・場所・乗り物など、個人が所有する活用可能な資産を、インターネットを介して個人間で貸し借りや交換することで成り立つ経済の仕組み。

(10) 子育て全般について

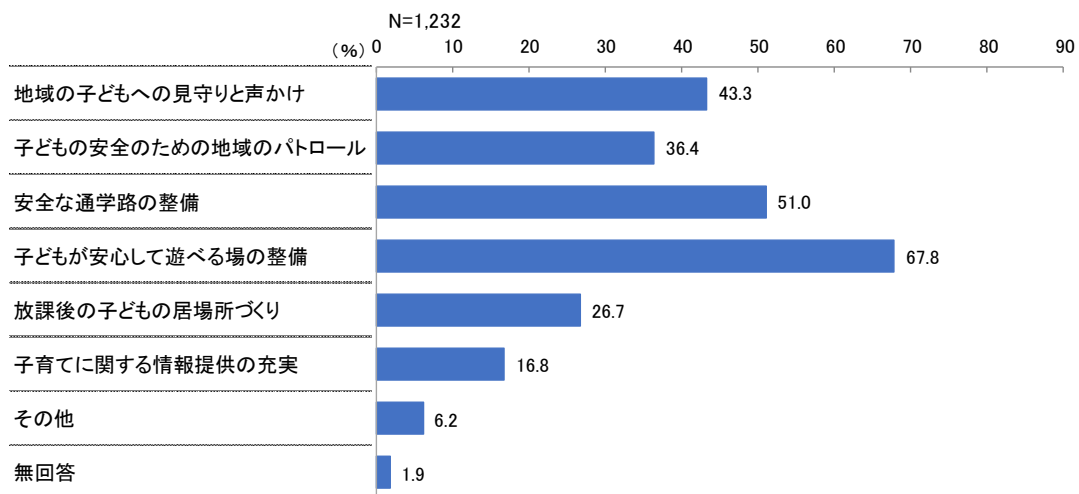
子育てしやすいまちにしていくために市に望む取り組みについて、就学前児童は「子どもが安心して遊べる場の整備」が8割を占めており、「子ども同士が遊べる機会の充実」など子どもたちが安心できることを前提に、遊べる場の整備に加え、遊ぶ機会の充実も望まれています。

小学生児童については、「子どもが安心して遊べる場の整備」が7割弱を占めています。また、「安全な通学路の整備」や「地域の子どもへの見守りと声かけ」「子どもの安全のための地域のパトロール」など、地域の支えによる子育て支援も必要とされています。

◆ 市に望む取り組み（就学前児童）



◆ 市に望む取り組み（小学生児童）



3 現状・課題のまとめと今後の方向性

現状分析や調査結果を踏まえ、以下のように3つの課題と今後の方向性をまとめました。

年少人口は今後も減少することが予測され、減少率もさらに大きくなっていくことが見込まれます。このような状況の中で、「安心して子育てできるまち」「子育てしやすいまち」の整備に努める必要があります。

保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものよりよい育ちを実現することができます。「すべての子どもと家庭」への支援という観点から、家庭、地域、社会の様々な構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要となります。

今後の方向性①

子育てしやすいまちづくり

近年、本市の女性の就業率は上昇傾向にあり、アンケート調査結果からも前回調査に比べて就労している母親は1割程度増加しています。また、現在就労していない児童をもつ母親も、子どもの成長に応じて就労したいと考える方の割合が高くなっています。

今後、母親の就労率の上昇に伴い、多様な子育てニーズも高まっていくことが予測されます。現在の保護者の就労状況や、今後の就労意向に対応し、多様な働き方を支え、子育てと仕事が両立できる環境が求められています。

今後の方向性②

多様な子育てニーズの高まりに応じた質の高いサービスの提供

児童虐待、ひとり親家庭の増加、子どもの貧困、外国人家庭、発達上の支援が必要な子どもの増加など、特別な支援が必要な子育て世帯への支援の必要性は今後も高まっていくものと考えられます。

これらの困難を抱えた家庭に対し、子どもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、子どものライフステージに合わせた行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが重要となります。併せて、行政だけではなく関係機関や地域が連携した取り組みを進めていく必要があります。

今後の方向性③

すべての子どもへのきめ細やかな支援体制の整備

第3章 計画の基本理念



1 計画の基本理念

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」においては、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することが趣旨にうたわれています。また、新制度施行に伴い国から提示されている基本指針においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会がめざされている旨が明記されています。

平成28年度に、児童の福祉を保障するための原理の明確化等による児童福祉法の改正があり、今年「子どもの権利条約」が採択され、30年を迎える年でもあります。

本市においても、本計画の前身にあたる「犬山市次世代育成支援行動計画」では、子どもの権利が十分尊重される子育て社会の構築を目指し、「子どもの瞳と笑顔が輝くまち 犬山」を基本理念として掲げ、次世代育成支援に関する総合的な取り組みを推進してきました。

一方で、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、子どもの貧困、児童虐待、ひとり親家庭、外国籍の家庭の増加など子育て家庭における問題は多様化しており、子育てに対する負担や不安、孤立を感じる保護者が増加しています。

本計画の上位計画にあたる「第5次犬山市総合計画」では、「人が輝き 地域と活きる “わ” のまち 犬山」をまちの将来像として掲げています。子育て支援についても、子育てをその家族のみで取り組むべき問題としてとらえるのではなく、「子どもは社会の宝」「地域の子ども」という意識のもと、地域の人々が近隣の子どもの成長に関心を持ちながら、子育てを地域全体の問題として考えることが大切です。「地域のつながり＝“わ”」の中で支え合いの仕組みを構築していくことで、全ての保護者の子育てに対する不安感を軽減し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを支援していくことが重要です。保護者が幸せを感じながら子育てをしていることは、よりよい親子関係を形成し、そして「子どもの笑顔」「家庭の幸せ」にもつながります。

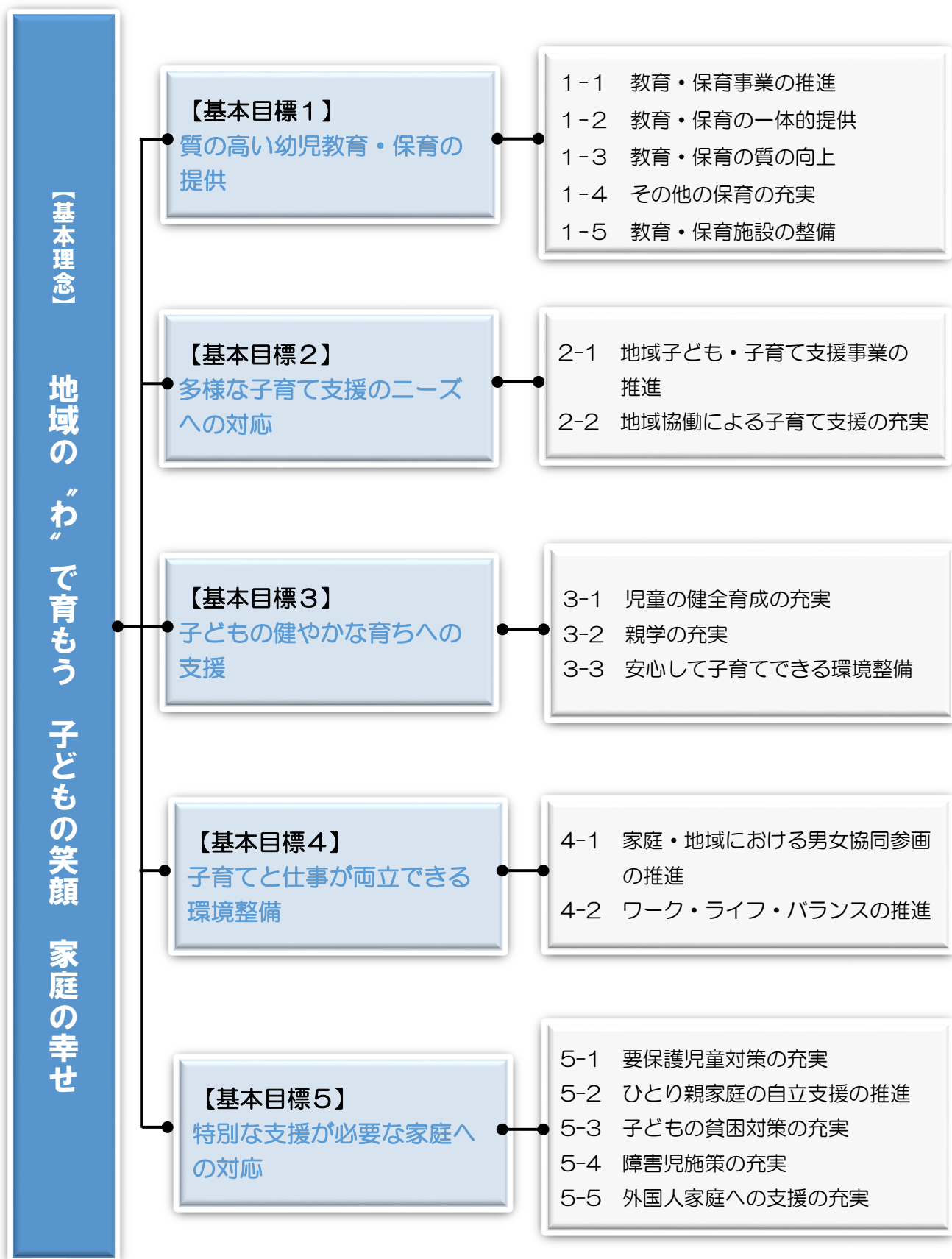
本市は、歴史があり、文化が育まれ、自然が豊かで、観光が盛んであるなど、豊かな資源があります。そうした郷土を背景に、日々の暮らしの中で、子育ての希望を叶え、子育ての幸せを実感することができるようなまちづくりが必要です。

そこで本計画では、子どもの最善の利益のため、地域の“わ”を大切にしつつ、様々な主体が担い手としての自覚をもち、お互いに連携・協力しながら子育て支援の仕組みを構築することで、犬山市で育つすべての人の幸せの実現を目指し、以下の基本理念を掲げます。

◆ 基本理念

地域の“わ”で育もう 子どもの笑顔 家庭の幸せ

2 施策の体系



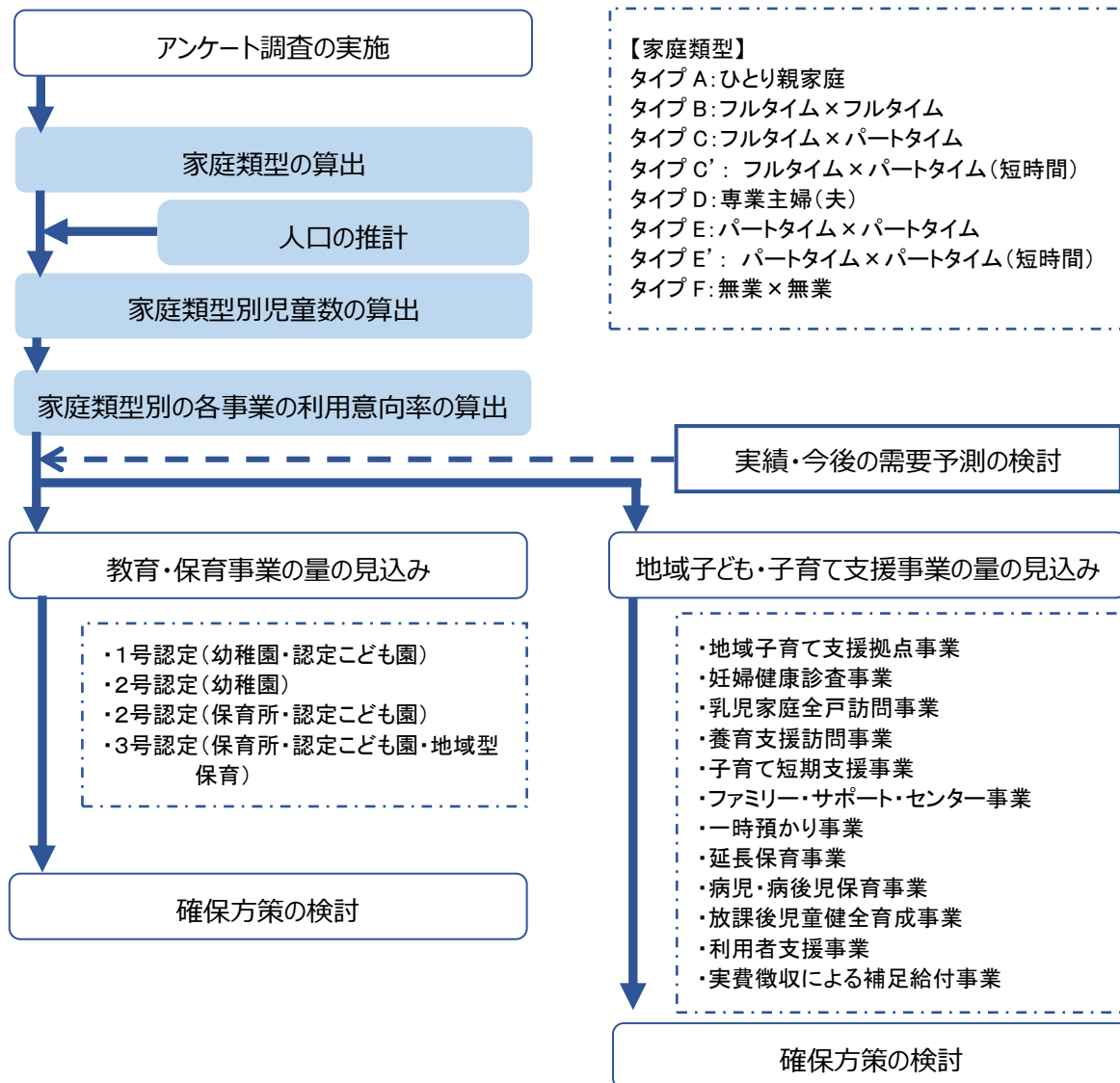
3 量の見込みと確保の内容の設定にあたって

(1) 目標事業量の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和2年度を初年度とする5年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、平成30年度に実施した「犬山市子ども・子育てに関するアンケート調査」を基に、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。

◆ 目標事業量の見込みの算出の流れ



本市では「第5次犬山市総合計画」や「いいね！いぬやま総合戦略」の中で5年ごとの将来人口を推計しておりますが、本計画では令和2年から令和6年までの各年の将来人口が必要なため、以下の将来人口を用いて教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるものとします。

◆ 計画期間における年齢別人口推計

単位：人

年度 年齢	実績値					推計値					
	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年
0歳	488	493	481	468	459	455	448	439	429	421	412
1歳	553	526	513	517	499	462	459	451	442	432	424
2歳	590	568	521	524	522	503	465	463	455	445	435
3歳	627	590	580	521	521	526	507	468	467	459	448
4歳	675	645	605	592	532	525	530	511	471	471	463
5歳	701	677	641	600	597	533	526	531	512	472	472
6歳	719	701	687	643	602	598	534	527	532	513	473
7歳	726	723	701	680	652	603	599	535	528	533	514
8歳	740	736	714	702	692	653	604	600	536	529	534
9歳	721	735	736	712	713	693	654	605	601	537	530
10歳	703	716	735	741	711	713	692	654	605	601	537

資料：平成26年～平成30年実績…住民基本台帳・外国人登録台帳（各年9月30日）

令和元年～令和6年推計…コーホート変化率法により算出

（2）教育・保育提供区域の設定

国では、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

本市では、10小学校区、4中学校区または5地区（犬山、城東、羽黒、楽田、池野）といった単位で教育・保育提供区域を設定することも考えられますが、少子化が進行する中で、施設整備にあたっては将来にわたり過剰供給にならないよう慎重に進める必要があります。

また、車社会が進んだ現在では、教育・保育内容や通勤の利便性などを考慮して、居住している区域にとらわれず広域的に施設を選択する保護者が増えており、幼児教育・保育の無償化により幼稚園、保育所、公立、私立の枠にとらわれず、幅広く選択される傾向があります。

このことから、本市においては、教育・保育提供区域は、市全体を一つの区域として設定します。

また、放課後児童健全育成事業の提供区域は、下校後の保育の提供が必要なため、小学校区ごとに設定することとします。



第4章 施策の展開

基本目標 1 質の高い幼児教育・保育の提供

基本施策 1

教育・保育事業の推進

(1) 教育事業

SDGs4-2

事業名：幼稚園、認定こども園

事業概要：【幼稚園】

市内5か所：公立1か所、私立4か所

公立：犬山幼稚園

私立：光明幼稚園、光明第二幼稚園、杉の子幼稚園、名古屋経済大学附属市邨幼稚園

【認定こども園】

市内2か所：公立2か所

公立：羽黒南子ども未来園、楽田東子ども未来園

【特別利用保育】

園の定員に空きがある場合に限り、保護者が就労していなくても、障害のある児童は（3歳以上児のみ）入園することができるもの。

◆利用実績 1号認定（3歳以上児）

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保量 ¹¹	1,322	1,322	1,322	1,322	1,322
①幼稚園	160	160	160	160	160
②認定こども園	18	18	18	18	18
③市内未移行幼稚園	914	914	914	914	914
④県内未移行幼稚園	70	70	70	70	70
⑤県外未移行幼稚園	160	160	160	160	160
見込量 ¹²	1,153	1,112	1,069	1,032	1,001
実績	970	938	914	869	845
①幼稚園	944	902	880	835	819
②認定(南・東)	11	14	16	17	10
③特別利用保育	15	22	18	17	16

資料：子ども未来課（各年度4月1日現在）

¹¹ 確保量

教育・保育を提供する幼稚園・保育所・認定こども園等の提供体制数。

¹² 見込量

就学前の子どものうち、教育・保育を必要もしくは希望する子どもの数。※市が実施したニーズ調査等により算出された施設等の利用希望（潜在的ニーズ含む）。

◆市内在住児童の利用実績と在園児割合（1号認定 3歳以上児）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
園児数	970	938	914	869	845
3～5歳児人口	1,912	1,826	1,713	1,650	1,584
在園児割合(%)	50.7	51.4	53.4	52.7	53.3

資料：子ども未来課（各年度4月1日現在）

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	1,108	1,108	1,108	1,108	1,108
幼稚園	1,074	1,074	1,074	1,074	1,074
認定こども園	18	18	18	18	18
特別利用保育	16	16	16	16	16
②見込量	833	805	773	747	737
1号認定	628	607	583	563	556
2号認定教育ニーズ	205	198	190	184	181
過不足(①－②)	275	303	335	361	371
充足率(%)	75.2	72.7	69.8	67.4	66.5

◆市内在住児童の量の見込みと在園児割合（1号認定 3歳以上児）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園児数	833	805	773	747	737
3～5歳児人口	1,563	1,510	1,450	1,402	1,383
在園児割合(%)	53.3	53.3	53.3	53.3	53.3

②提供体制と確保の考え方

○確保の内容については、市内幼稚園5園、認定こども園2園の定員と、特別利用保育については障害児実施園8園×2人としています。

○令和2年度から令和6年度にかけては、年少人口の減少とともに量の見込みも減少傾向にあり、計画期間の量の見込みを確保できる見込みです。

(2) 保育事業 (0歳児)

SDGs4-2

事業名： 保育所、認定こども園（0歳児保育を実施している園）
 事業概要：【保育所】市内6か所：公立4か所、私立2か所
 公立：五郎丸子ども未来園、羽黒北子ども未来園
 楽田子ども未来園、楽田西子ども未来園
 私立：白帝保育園、犬山さくら保育園
 【認定こども園】市内1か所：公立1か所
 公立：羽黒南子ども未来園

◆利用実績（3号認定 0歳児）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
確保量	92	92	92	92	92
見込量	85	86	87	89	91
実績	62	69	68	60	62

資料：子ども未来課（各年度3月1日現在）

◆市内在住児童の利用実績と在園児割合（3号認定 0歳児）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
園児数	62	69	68	60	62
0歳児人口	493	481	468	459	455
在園児割合(%)	12.6	14.3	14.5	13.1	13.6

資料：子ども未来課（各年度3月1日現在）

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	92	92	92	92	92
②見込量	60	60	60	59	59
過不足(①-②)	32	32	32	33	33
充足率(%)	65.2	65.2	65.2	64.1	64.1

◆量の見込みと在園児割合（3号認定 0歳児）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園児数	60	60	60	59	59
0歳児人口	448	439	429	421	412
在園児割合(%)	13.5	13.7	13.9	14.1	14.3

②提供体制と確保の考え方

- 確保の内容については、現在の0歳児の定員としています。
- 3号認定（0歳児）の計画期間中の充足率は、60%台であり、現在の提供体制で計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- このため、地域型保育事業¹³は、計画期間中に整備する予定はありませんが、参入事業者があった場合には対応できる体制を整えます。

¹³ 地域型保育事業

地域型保育事業とは家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業の総称のことをいう。

(3) 保育事業（1・2歳児）

SDGs4-2

事業名：保育所、認定こども園（1・2歳児保育を実施している園）
 事業概要：【保育所】市内13か所：公立11か所、私立2か所
 公立：五郎丸子ども未来園、上木子ども未来園、丸山子ども未来園（2歳児以上）
 橋爪子ども未来園、城東子ども未来園、城東第2子ども未来園
 今井子ども未来園、羽黒子ども未来園、羽黒北子ども未来園
 楽田子ども未来園、楽田西子ども未来園
 私立：白帝保育園、犬山さくら保育園
 【認定こども園】市内2か所：公立2か所
 公立：羽黒南子ども未来園、楽田東子ども未来園

◆利用実績（3号認定 1・2歳児）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
確保量	462	462	462	462	462
見込量	330	326	325	322	323
実績	339	322	336	363	359

資料：子ども未来課（各年度3月1日現在）

◆市内在住児童の利用実績と在園児割合（3号認定 1・2歳児）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
園児数	339	322	336	363	359
1・2歳児人口	1,094	1,034	1,041	1,021	965
在園児割合(%)	31.0	31.1	32.3	35.6	37.2

資料：子ども未来課（各年度3月1日現在）

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	462	462	462	462	462
②見込量	357	367	373	378	383
過不足(①-②)	105	95	89	84	79
充足率(%)	77.3	79.4	80.7	81.8	82.9

◆量の見込みと在園児割合（3号認定 1・2歳児）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園児数	357	367	373	378	383
1・2歳児人口	924	914	897	877	859
在園児割合(%)	38.6	40.1	41.6	43.1	44.6

②提供体制と確保の考え方

- 確保の内容は、現在の1・2歳児の定員としています。
- 3号認定（1・2歳児）の計画期間中の充足率は、80%前後であり、現在の提供体制で計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- このため、地域型保育事業は、計画期間中に整備する予定はありませんが、参入事業者があった場合には対応できる体制を整えます。

(4) 保育事業（3歳以上児）

SDGs4-2

事業名：保育所、認定こども園（3歳以上児保育を実施している園）

事業概要：【保育所】市内12か所：公立11か所、私立1か所

公立：五郎丸子ども未来園、上木子ども未来園、丸山子ども未来園
橋爪子ども未来園、城東子ども未来園、城東第2子ども未来園
今井子ども未来園、羽黒子ども未来園、羽黒北子ども未来園
楽田子ども未来園、楽田西子ども未来園

私立：白帝保育園

【認定こども園】市内2か所：公立2か所

公立：羽黒南子ども未来園、楽田東子ども未来園

◆利用実績（2号認定 3歳以上児）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
確保量	1,155	1,155	1,155	1,155	1,155
見込量	947	906	864	827	796
実績	935	869	806	781	779

資料：子ども未来課（各年度3月1日現在）

◆市内在住児童の利用実績と在園児割合（2号認定 3歳以上児）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
園児数	935	869	806	781	779
3～5歳児人口	1,912	1,826	1,713	1,650	1,584
在園児割合(%)	48.9	47.6	47.1	47.3	49.2

資料：子ども未来課（各年度3月1日現在）

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	1,139	1,139	1,139	1,139	1,139
②見込量	739	714	686	663	654
過不足(①-②)	400	425	453	476	485
充足率(%)	64.9	62.7	60.2	58.2	57.4

◆量の見込みと在園児割合（2号認定 3歳以上児）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園児数	739	714	686	663	654
3歳以上人口	1,563	1,510	1,450	1,402	1,383
在園児割合(%)	47.3	47.3	47.3	47.3	47.3

②提供体制と確保の考え方

- 確保の内容は、現在の3歳以上児の定員としています。
- 2号認定（3歳以上児）の計画期間中の充足率は、60%前後であり、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

●現状と課題●

- 国では、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である「認定こども園」の普及を促進しています。
- 本市においては、平成 26 年 9 月から公立保育 2 園を認定こども園（保育所型）へ移行し、保護者の就労の有無に関わらず、地域の園を利用できるノウハウを蓄積しています。
- 幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者にとって幼稚園・保育所・認定こども園、公立・私立の選択肢が広がり、分かりやすい情報の提供が望まれるとともに、今後の施設利用の変化が見込まれます。
- 平成 30 年度の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の同時改定により、幼稚園、保育所、認定こども園共通の幼児期の育ちが示されました。また、幼児教育と小学校教育の段差を解消するため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」も示され、幼稚園・保育所と小学校の更なる連携が求められています。
- 本市においては、犬山市子ども未来センターを設置し、公立・私立の枠を超えた幼稚園、保育所、認定こども園の交流の促進を図り、小学校教育へとつなげています。

具体的な取り組み①

認定こども園の推進

SDGs4-2

【担当課】子ども未来課

市内の幼稚園・保育所に対して、認定こども園に関する情報提供を行い、認定こども園化を推進します。

今後の方向性

- ・私立幼稚園、私立保育所に対する入園児数の検証と認定こども園に関する情報提供
- ・公立認定こども園の運営維持と公立幼稚園の認定こども園への移行

具体的な取り組み②

子ども未来センター事業

SDGs4-2

【担当課】子ども未来課

▶幼保共通のカリキュラム

幼保共通の教育・保育を進めることにより、小学校教育へつなげる連続性を持った質の高い幼児教育を提供します。

今後の方向性

- ・新しく改訂した幼保共通の「犬山市カリキュラム」の検証
- ・保育実践に基づく、小学校教育へつなげる質の高い幼児教育の展開

▶私立幼稚園・私立保育所との連携事業

「乳幼児期の教育」の充実という観点から、保育者同士の相互理解、情報の共有化を図れるよう、関係機関の研究会・研修会・事業等の情報を提供します。

今後の方向性

- ・研究会・研修会等の情報提供の推進と参加に向けての連絡調整
- ・定期的な園訪問の実施
- ・近隣市町の私立幼稚園の交流促進

▶就学時の充実に向けた事業

子どもの就学時を充実するため、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の担任、児童センターの担当者がお互いに情報交換を行い、連携を図ります。

今後の方向性

- ・「1年生の情報交換」「幼保小担任連絡会」「就学時の情報交換会」の事業の充実
- ・子どもの育ちをつなぐ資料の作成や幼保小の連携推進
- ・園児と児童との交流活動、幼稚園教諭・保育士と小学校教諭との交流活動の支援

▶幼保小合同研修に係る事業

幼稚園教諭・保育士と小学校教諭が授業参観や保育参観を通し、互いの教育・保育内容を理解し合います。

今後の方向性

- ・幼保小合同研修会の内容の充実
- ・幼児教育と学校教育の接続と連携の強化

具体的な取り組み③

未就学児の窓口一本化

SDGs4-2

【担当課】子ども未来課

学校教育課で行っている幼稚園に関わる事務を、子ども未来課で行うことにより、未就学児の子育て支援に関する申請手続きや相談の窓口を一本化し、市民にわかりやすい窓口の体制を整えます。

今後の方向性

- ・窓口一本化による未就学児と保護者への子育て支援の充実と拡充

●現状と課題●

- 保育士研修会や年齢別担当者会、園内研修を実施し、日々保育士の資質向上を図っていますが、社会の変化と共に、更なる資質向上が求められています。
- 保育士の業務として、保育所運営に必要な雑務も多くあるため、保育士の業務負担を減らす必要があり、改善を実施していますが、まだ十分ではありません。働きやすい職場づくりを進め、保育士が専門性をより発揮できる環境整備が求められます。
- 保育士不足は、全国的な課題であり、あらゆる角度からの保育士確保の方策が必要です。
- 本市では、日本一の国語力をめざし、平成30年度から、幼・保・小・中の一貫した読解力の向上を図るため、各種研修会、研究会を開催するなどの取り組みを進めています。
- 保育、幼児教育の無償化で、幼児教育は公教育という位置づけとなり、施設による保護者への保育内容の説明が求められています。今後は、公私共に保育の質の担保を図るために、第三者評価の導入に向けて取り組んでいきます。

具体的な取り組み①

保育士の資質・専門性の向上に向けた事業

SDGs4-7、4-a

【担当課】子ども未来課

保育の質の向上を図るため、保育実践や研修などを通じて、保育の専門性を高めるとともに、保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めます。

今後の方向性

- ・新しく改訂した幼保共通「犬山市カリキュラム」の検証と見直し
- ・保育士研修会や年齢別担当者会、園内研修の実施による保育士のスキルアップ

具体的な取り組み②

保育士の人材確保事業

SDGs4-a

【担当課】子ども未来課

保育士不足に対応するため、働きやすい職場づくりを進め、保育士が確保しやすい条件を整えとともに、犬山市の魅力を周知するための広報を充実します。

今後の方向性

- ・職場環境の見直しと保育士の処遇改善
- ・正規職員のキャリア採用の実施や採用試験の検証
- ・保育士をめざす学生ボランティアの受け入れと将来的な人材確保

【担当課】子ども未来課

- 読解力向上に向けて幼児教育・保育の分野である「言語」の考え方や年齢ごとの目安となる姿、具体的な遊びと援助方法などを実践、検証し小学校教育へ繋がります。
- 幼保の関係者を対象に言葉や読解力に関する研修を行い、保育士、幼稚園教諭の資質向上に努めます。
- 保護者を対象に「絵本の貸し出し」「通信発行」「保護者研修会」を開催するなど、家庭での読書率を上げる取り組みを行います。

今後の方向性

- ・ 保育の実践、研修体制の検証
- ・ 読解力向上の研究体制の充実
- ・ 保護者対象の読書率向上の取り組み

【担当課】学校教育課

児童・生徒の読解力の力量について、リーディングスキルテストを実施し、全国学力学習状況調査と合わせた検証を行い、適切な授業づくりに努めます。

今後の方向性

- ・ 授業づくりコーディネーターの増員など経験の浅い教諭への支援体制確立
- ・ 読解力向上のための研究体制の充実
- ・ リーディングスキルテスト結果の検証から適切な授業づくりへの構築

●現状と課題●

- 本市においては私立保育所 1 園で休日保育（定員 10 名）を実施しており、定員超過するようなニーズはなく、利用者も固定になっています。
- 保護者のニーズを的確にとらえながら、私立保育所と協力・連携し、ニーズに合った多様な保育サービスを実施していく必要があります。
- 保育支援（障害児保育）の質の向上を図るため、平成 29 年度より障害児受け入れ園を集約しました。これにより、研修や情報交換がしやすい体制が整いました。

具体的な取り組み①

休日保育

SDGs8-8

【担当課】子ども未来課

保育所に通っている園児の保護者が日曜・祝日（年末・年始を除く）に就労等のため家庭で保育ができない場合に保育を実施します。

今後の方向性

- ・休日保育の継続的实施

具体的な取り組み②

保育支援（障害児保育）

SDGs4-5

【担当課】子ども未来課

公立保育所では、集団保育が可能な障害児について、個々の子どもの発達や障害の状態を把握し、適切な環境のもとで他の子どもとの生活を通して両者がともに育ち合えるように努めます。

今後の方向性

- ・巡回指導や研修会、研究会の実施による保育士の資質向上
- ・利用事業所とのモニタリングや情報交換会を通しての相互理解と支援ネットワークの構築
- ・個別相談員の巡回相談による家族、保育士への支援体制の強化
- ・個別の支援計画書「あゆみ」の活用
- ・医療的ケアを必要とする子どもの受け入れを、保護者や医療機関等との懇談による検討の実施

【担当課】子ども未来課

育児休業を事由とする保育所の受入児童年齢は、3歳児以上としていましたが、令和2年度より2歳児以上に拡大します。これにより、多子世帯への支援強化を図り、子どもを産むことへの安心感を高め、少子化対策の一助にもつながります。

今後、施設整備、保育士確保を進めていく中で、受け入れ枠を確保しながら、更なる拡大を検討していきます。

今後の方向性

- ・事業の実施と検証

●現状と課題●

- 少子高齢化による人口減少に伴い、市内の子ども未来園の入所率は減少傾向にあり、子どもが集団保育の中で養われる社会性などが育ちにくい環境になっています。その一方で、女性の社会進出、職場復帰等により3歳未満児の保育ニーズは増加傾向にあり、保育士の確保が厳しくなっています。こうした中、土曜保育、障害児保育について保育機能の集約を行いました。
- 施設面では、子ども未来園13園の多くは、建築経過年数が50年近くとなり老朽化が進行しているため、保育ニーズにあった施設環境整備をする必要があります。

具体的な取り組み①

保育機能の集約

SDGs4-a

【担当課】子ども未来課

必要とされる保育サービスの充実を図り、保育士の適正かつ効率的な配置を行うため、保育機能の集約を進めていきます。

今後の方向性

- ・延長保育利用状況を見ながら、延長保育の集約

具体的な取り組み②

教育・保育施設整備事業

SDGs4-a

【担当課】子ども未来課

保育サービスの維持向上を踏まえ、保育ニーズにあった環境を整えるため、施設の老朽化に合わせて施設整備を進めます。

今後の方向性

- ・地域性を考慮し、借地、園児数の減少等の課題を踏まえた施設整備
- ・多様な保護者ニーズに対応するため、民間のノウハウを活かした民営化の検討
- ・施設長寿命化のための個別施設計画に基づく維持修繕の実施

基本目標 2 多様な子育て支援のニーズへの対応

基本施策 1

地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 妊婦健康診査事業

【担当課】健康推進課

SDGs3-1

○妊婦健康診査事業とは、母子の健康状態を定期的に確認するために行うもので、公費により 14 回分の補助を行っています。

○利用実績の推移を見ると、母子健康手帳交付数の減少に伴い、妊婦健康診査の延べ利用者数も減少していますが、1人当たりの平均受診回数は増加しています。

◆利用実績①

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
確保量	485	466	459	448	440
見込量	485	466	459	448	440
実績	511	474	478	452	432

資料：健康推進課

◆利用実績②

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
母子手帳交付数(件)	511	474	478	452	432
延べ利用者数(人)	6,692	6,322	6,395	6,256	5,244
平均受診回数(回)	13.1	13.3	13.4	13.8	12.1

資料：健康推進課

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	439	429	421	412	403
②見込量	439	429	421	412	403
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

- 確保の内容については、令和2年度以降の0歳児人口推計の翌年度の子どもの数としています。
- 現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 子育てガイド「さくらんぼ」、MaMaたす（犬山市子育て応援アプリ）、広報、ホームページなどを通して事業の周知に努めます。

(2) 乳児家庭全戸訪問事業 (Baby に会いたいワン♥訪問)

【担当課】健康推進課

SDGs3-2

- 乳児家庭全戸訪問事業 (愛称: Baby ワン♥訪問) とは、保健師や助産師、看護師、子育て訪問支援員による生後4か月未満の乳児への全戸訪問、助産師による母乳育児に不安を持つ保護者に対する訪問を行う事業です。
- 利用実績の推移をみると、出生数の減少に伴い、対象世帯数は減少しています。訪問率は90%強で推移しており、平成30年度は97.1%となっています。
- 訪問率が100%とならない理由としては、里帰りや、途中転入者、低出生体重児での入院等があります。

◆利用実績①

単位: 人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
確保量	501	485	466	459	448
見込量	501	485	466	459	448
実績	462	459	441	426	420

資料: 健康推進課

◆利用実績②

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
対象世帯数(件)	494	489	451	454	430
訪問世帯数(件)	462	459	441	441	420
訪問率(%)	93.5	93.9	97.8	97.1	97.7

資料: 健康推進課

①量の見込みと確保の内容

単位: 人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	448	439	429	421	412
②見込量	448	439	429	421	412
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

- 確保の内容については、令和2年度以降の0歳児人口推計の子どもの数としています。
- 現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 子育てガイド「さくらんぼ」、MaMaたす（犬山市子育て応援アプリ）、広報、ホームページなどを通して事業の周知に努めます。
- 対象者の希望に沿った時期の訪問に努めます。

(3) 養育支援訪問事業

【担当課】 子ども未来課、健康推進課

SDGs116-2

○養育支援訪問事業とは、安定した児童の養育を図るため、児童を養育することに支援が必要な家庭に保健師や助産師、子育て訪問支援員が訪問し、相談支援や育児指導などを行う事業です。

◆利用実績

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
確保量	54	54	54	54	54
見込量	54	54	54	54	54
実績	84	77	89	59	42

資料：子ども未来課

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	89	89	89	89	89
②見込量	89	89	89	89	89
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

- 確保の内容については、第1期では過去5年間の平均値としましたが、実績が確保量を上回っています。そのため、第2期では平成27年から平成30年度までの実績の最大値としています。
- 現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 家庭状況に応じて、継続して支援をしていきます。
- 子育て訪問支援員の会議や研修等を通して支援の強化を図ります。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【担当課】子ども未来課

SDGs4-2、5-4

- 地域子育て支援拠点事業とは、親子が自由に集まって過ごしたり、保育士に相談をしたり、子育ての情報を得たりする場で、「子育て支援センター」「つどいの広場」「子育て広場」と呼ばれています。
- 市内では、「犬山市子育て支援センター（東児童センター「さんにいれ」内）」「橋爪子育て支援センター（橋爪子ども未来園内）」「さら・さくら つどいの広場（犬山市民健康館内）」の3か所と、市内の児童センター5か所（子育て広場 ぼんぽこ）で、地域子育て支援拠点事業を実施しています。
- 利用実績の減少については、3歳未満児の就園が進んだことによる児童数の減少等が考えられます。
- 平成30年度に東児童センターの改修を行い、未就園親子が集いやすい場所となったことで、支援センターの利用が増えています。

◆利用実績

単位人（延べ利用人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
確保量	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
見込量	48,768	46,920	45,324	44,004	42,852
実績	41,484	40,537	35,695	34,709	35,958

資料：子ども未来課

①量の見込みと確保の内容

単位人（延べ利用人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
②見込量	34,380	33,336	32,148	30,996	29,844
過不足(①-②)	5,620	6,664	7,852	9,004	10,156

②提供体制と確保の考え方

- 確保の内容については、1日あたり利用可能組数（20組）×施設数（8か所）×年間開所日数（250日）を設定しており、現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 親子の遊び場、交流の場、相談の場として子育て不安の軽減、子育て情報提供、子育ての知識を身につけるための育児講座など保護者のニーズにあった内容の事業を実施します。

(5) 延長保育事業（18 時以降利用児）

【担当課】 子ども未来課

SDGs4-2、8-8

○延長保育とは、保育短時間（8 時間）及び保育標準時間（11 時間まで）を超える保育ニーズに対応した事業です。

○市内すべての公立・私立保育所、公立認定こども園 15 か所で実施しています。

◆利用実績

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
確保量	390	374	359	346	335
見込量	390	374	359	346	335
実績	173	153	139	139	147

資料：子ども未来課（各年度 9 月 1 日現在）

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	186	181	176	171	168
②見込量	186	181	176	171	168
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

○在園児対象であるため、現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。

○職員研修を通して質の向上を図るとともに、保育士の確保に努めます。

(6) 一時預かり事業

【担当課】 子ども未来課

SDGs4-2、5-4、8-8

【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育事業】

- 幼稚園の預かり保育とは、教育時間を超えて、園児を夕方まで預かる事業で、実施時期及び実施期間が園により異なります。
- 市内すべての公立・私立幼稚園5園で実施されています。
- 保護者が就労して幼稚園に通う家庭が増え、幼稚園の預かり保育が急増しています。幼児教育・保育の無償化に伴うニーズの変化に対応できる体制が必要です。

【保育所における一時預かり保育事業】

- 保育所の一時的預かりとは、未就園児で保護者の就労形態により育児が断続的に困難になる場合、あるいは未就園児で保護者の傷病等により緊急的及び一時的に保育が必要な場合、リフレッシュによる子育て支援などの保育ニーズに対応した事業です。
- 公立では羽黒南子ども未来園、橋爪子ども未来園の2か所、私立では犬山さくら保育園、白帝保育園の2か所で実施されています。

◆利用実績

単位：人（延べ利用人数）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
幼稚園	確保量	13,015	12,438	11,853	11,395	10,959
	見込量	13,015	12,438	11,853	11,395	10,959
	実績	12,819	14,306	15,559	16,294	
保育所	確保量	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100
	見込量	4,302	4,472	4,617	4,767	4,921
	実績	3,284	2,898	2,671	2,627	

資料：子ども未来課

①量の見込みと確保の内容

単位：人（延べ利用人数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園	①確保量	18,803	19,631	20,271	20,967	22,063
	②見込量	18,803	19,631	20,271	20,967	22,063
	過不足(①-②)	0	0	0	0	0
保育所	①確保量	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	②見込量	2,055	2,004	1,943	1,890	1,592
	過不足(①-②)	5,945	5,996	6,057	6,110	6,408

②提供体制と確保の考え方

- 幼稚園における預かり保育事業の確保の内容については、平成 27 年度から平成 30 年度の増加率×令和 2 年度以降の幼稚園在園児推計としています。
- 保育所における一時保預かり事業の確保の内容については、平成 27 年度から平成 30 年度の 0～5 歳児人口に対する 1 人当たり年間利用回数の減少率×令和 2 年度以降の 0～5 歳児推計としています。
- 幼稚園における預かり保育事業は在園児対象のため、現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 利用者のニーズを的確に把握し、利用者サービス周知に努めるとともに、預かり保育体制の充実を図ります。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【担当課】 子ども未来課

SDGs5-4、8-8

- ファミリー・サポート・センター事業とは、育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人を会員として組織化し、会員同士による相互援助活動を支援する事業です。
- 受付窓口は東児童センター「さんにいれ」と子ども未来課内に設置しています。
- 利用実績の推移を見ると、活動状況は平成 27 年度から平成 30 年度にかけて年度にばらつきがあり年間平均約 630 件で、平成 30 年度は 756 件となっています。

◆利用実績

単位：人（延べ利用人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
確保量	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417
見込量	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417
実績	640	629	512	756	605

資料：子ども未来課

①量の見込みと確保の内容

単位：人（延べ利用人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保量	756	756	756	756	756
見込量	756	756	756	756	756
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

- 現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 支援を必要としている人が円滑に利用できるよう、事業の周知を図ります。
- 今後は、利用者の利便性を踏まえて、時代の変化に合わせたシェアリングエコノミーによる相互援助活動を進めます。

(8) 子育て短期支援事業

【担当課】子ども未来課

SDGs 16-2

- 子育て短期支援事業は、「短期入所生活援助事業（ショートステイ）」と「夜間養護等事業（トワイライト）」があります。
- ショートステイとは、保護者が病気などにより家庭で子どもを養育することが困難となった場合に一時的に子どもを保護及び養育する、宿泊を伴う一時預かりを行う事業です。
- トワイライトとは、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間または休日に家庭において子どもを養育することが困難となった場合等において、その子どもを保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。
- ショートステイ、トワイライトともに、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設に委託して実施しています。

◆利用実績

単位：人（延べ利用人数）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
ショートステイ	確保量	13	13	13	13	13
	見込量	13	13	13	13	13
	実績	1	9	0	4	1
トワイライト	確保量	32	32	32	32	32
	見込量	32	32	32	32	32
	実績	12	9	1	4	10

資料：子ども未来課

①量の見込みと確保の内容

単位：人（延べ利用人数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ショートステイ	①確保量	9	9	9	9	9
	②見込量	9	9	9	9	9
	過不足 (①-②)	0	0	0	0	0
トワイライト	①確保量	12	12	12	12	12
	②見込量	12	12	12	12	12
	過不足 (①-②)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

- 確保の内容については、平成 27 年度から平成 30 年度までの実績の最大値としています。
- 現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 緊急時における利用にも対応できるよう実施施設と連携を図り、提供体制を確保します。

(9) 放課後児童健全育成事業

【担当課】子ども未来課

SDGs4-a、8-8

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは、保護者が仕事等の理由により昼間家庭にいない場合などに、支援員の下、小学生の授業後の生活の場を提供する事業です。
- 各地区の小学校や児童センター、公民館等において、市内全17か所で実施されています。
- 平成31年度より栗栖児童クラブを開設し、全小学校区で実施しています。
- 子どもの安全と保護者の安心できる児童クラブを運営するために、小学校と連携し、校内の余剰教室等を利用した放課後児童クラブの実施を進めています。
(平成30年度より東児童クラブが東小学校内、平成31年度より羽黒児童クラブが羽黒小学校内に移転。令和2年度より犬山北児童クラブが犬山北小学校内に、令和3年度より楽田児童クラブが楽田小学校に、令和4年度に犬山西クラブが犬山西小学校に移転予定。)

◆利用実績

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保量	695	695	735	735	770
見込量	813	811	800	776	752
実績	569	650	666	610	617
犬山北	71	81	92	85	105
犬山南	55	58	62	58	62
犬山西	87	105	103	110	111
城東	114	110	126	119	104
今井	4	7	5	2	6
東	43	62	71	61	51
羽黒	86	92	74	66	65
池野	29	29	29	21	27
楽田	80	106	104	88	83
栗栖					3

※栗栖・・・平成31年度開設

資料：子ども未来課（各年度4月1日現在）

①量の見込みと確保の内容

【全体】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	760	760	735	735	735
②見込量	587	561	539	532	514
小学1年生	181	172	166	164	158
小学2年生	154	147	141	140	135
小学3年生	134	129	124	122	118
小学4年生	78	74	71	70	68
小学5年生	31	30	29	28	27
小学6年生	9	9	8	8	8
過不足(①－②)	173	199	196	203	221

【犬山北小学校区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	100	100	100	100	100
②見込量	82	78	75	74	72
過不足(①－②)	18	22	25	26	28

【犬山南小学校区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	70	70	70	70	70
②見込量	56	53	51	50	49
過不足(①－②)	14	17	19	20	21

【犬山西小学校区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	115	115	115	115	115
②見込量	97	93	89	88	85
過不足(①－②)	18	22	26	27	30

【城東小学校区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	120	120	110	110	110
②見込量	106	102	97	96	94
過不足(①-②)	14	18	13	14	16

【今井小学校区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	10	10	10	10	10
②見込量	4	4	4	4	4
過不足(①-②)	6	6	6	6	6

【東小学校区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	75	75	75	75	75
②見込量	54	52	50	49	47
過不足(①-②)	21	23	25	26	28

【羽黒小学校区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	105	105	100	100	100
②見込量	72	69	67	66	63
過不足(①-②)	33	36	33	34	37

【池野小学校区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	35	35	35	35	35
②見込量	26	24	23	23	22
過不足(①-②)	9	11	12	12	13

【楽田小学校区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	120	120	110	110	110
②見込量	87	83	80	79	76
過不足(①-②)	33	37	30	31	34

【栗栖小学校区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	10	10	10	10	10
②見込量	3	3	3	3	2
過不足(①-②)	7	7	7	7	8

②提供体制と確保の考え方

- 確保の内容は、クラブごとに施設の面積要件や1単位（グループ）の人数（40人以内）により設定しています。
- 犬山南児童クラブは、小学校に隣接しているため、現在地（犬山南児童センター）で事業を継続します。
- 放課後子ども教室の検討を進めます。

(10) 病児・病後児保育事業

【担当課】 子ども未来課

SDGs8-8

- 病児（病氣中）・病後児保育（病気の回復期）とは、幼稚園・保育所・小学校に通えなかったり、保護者の都合で保育できない場合に、子どもを施設で一時的に預かる事業です。
- 本市では、楽田西子ども未来園に病後児保育室を設置し、1歳児から小学3年生までの子どもを対象に実施しています。
- 子どもが病気の時には、できるだけ仕事を休んで看病したいという要望がある一方で、共働き家庭が増え、緊急的に子どもを預けられることで、安心して働ける環境が整うため、アンケート結果でも病児保育の利用希望があります。

◆利用実績

単位：人（延べ利用人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 （見込み）
確保量	800	800	800	800	800
見込量	300	300	300	300	300
実績	102	42	61	22	

資料：子ども未来課

①量の見込みと確保の内容

単位：人（延べ利用人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	500	500	500	500	500
②見込量	300	300	300	300	300
過不足(①-②)	200	200	200	200	200

②提供体制と確保の考え方

- 病後児保育の確保の内容については、楽田西子ども未来園における定員2人×250日を設定しています。
- 現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 病児保育は必要な事業であるため、市内の医療機関等と協議を進めています。

(11) 利用者支援事業

【担当課】子ども未来課

SDGs8-8

○利用者支援事業とは、保護者の身近な場所において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や必要に応じた相談・助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

○子ども未来課に窓口を設置し、子育て応援隊として実施しています。

◆利用実績

単位：か所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保量	1	1	1	1	1
見込量	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1

資料：子ども未来課

①量の見込みと確保の内容

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	1	1	1	1	1
②見込量	1	1	1	1	1
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

○時代の変化に合わせた情報発信を行うとともに、関係機関との連携を強化し、利用者の利便性の向上に努めます。

○平成 29 年度に設置した犬山市子育て世代包括支援センター(すくすく♥いぬまる)については、総合的な再編成も視野に入れて、利用者支援も含めて検討を進めていきます。

(12) 実費徴収による補足給付事業

【担当課】 子ども未来課

SDGs1-3

- 幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費が保護者の実費徴収となったことから、市内在住の3歳以上児で、年収 360 万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもの給食費全額を免除とし、保育所、幼稚園、認定こども園に対して補助を行っています。
- 令和元年10月から実施している新規事業です。
(令和元年10月1日現在の対象者：保育所・認定こども園 131人、幼稚園 123人、合計 254人)

①量の見込みと確保の内容（新制度未移行幼稚園分）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保量	120	120	120	120	120
②見込量	120	120	120	120	120
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

- 対象となる世帯の所得状況を把握し、施設と連携して適切な補助に努めます。

●現状と課題●

- 子育て環境は公的なサービスの充実だけでなく、身近な地域において、気軽に子育てについての相談支援が受けられ、支え合いの体制が地域に根差していくことが必要です
- 子育てにおいて頼ることのできる身内や友人が身近にいないことは、子育て不安につながる要因となります。同じ悩みを共有でき、分かり合える友人がいることは、子育ての大きな支えとなるため、親同士が気軽に交流でき、情報交換が行える場づくりが重要です。
- 地域全体で子育て支援する環境づくりを現在も進めてきておりますが、子育て支援の担い手をつないでいくことも重要な課題となっており、地域協働での子育て支援体制の充実を図るとともに、現在活動している団体のネットワーク化をより強化していく必要があります。

具体的な取り組み①

子育てサークル支援事業

SDGs4-7

【担当課】子ども未来課

市内の子育てサークルが互いに交流できるよう連絡会を支援し、交流会等の開催を充実することにより、子育てに関する情報の交換、発信を促進します。

今後の方向性

- ・新たな子育てサークル活動の立ち上げ支援とその周知
- ・子育てサークル交流会の開催支援
- ・子育てサークルアドバイザーの活用と個別相談の実施

具体的な取り組み②

地域活動クラブ事業

SDGs4-7

【担当課】子ども未来課

児童センター等を拠点とし、児童の安全を確保する活動などを通して、地域における児童の健全育成を行います。

今後の方向性

- ・地域に根差した地域活動クラブの会員と児童や子育て世代との積極的な交流
- ・児童センター活動への支援充実

【担当課】子ども未来課

保育所の園庭を開放し、園児と地域の高齢者、未就園児親子などとの交流を促進します。
また、親子で安心して遊べる場、親同士の交流の場としての活用も図ります。

保護者の子育て不安の解消のため、子育て講座を開催します。

今後の方向性

- ・園庭開放と園の子育て広場の継続
- ・高齢者との交流事業の実施

【担当課】子ども未来課

乳児を持つ親及びその子どもが気軽に立ち寄り、おむつ交換などができる場所を提供することで、子育て親子が外出しやすい環境の整備を図ります。

今後の方向性

- ・赤ちゃんの駅事業を実施できる民間施設へのPR活動の充実
- ・新規施設の開設
- ・赤ちゃんの駅事業の周知の促進

基本目標3 子どもの健やかな育ちへの支援

基本施策1

児童の健全育成の充実

●現状と課題●

- 少子化によって子ども同士が地域で遊ぶことが少なくなり、異年齢の子ども同士で遊ぶ機会も減少しています。身体を使った屋外での遊びからテレビゲームなどの屋内型の遊びへの変化によって、子どもの体力は低下傾向にあります。
- 本市では、地域の教育力を活用した、伝統文化や自然教室、ものづくりといった講座の開催（子ども大学）や、スポーツを通じた育成事業の充実、子供会の育成、魅力ある児童センターの運営などによって、子ども達が主体的に心と身体の健康と安全をつくり、維持する力を身につけることに取り組んでいますが、子どもの健やかな育ちのために一層の事業の充実が求められています。

具体的な取り組み①

子ども大学事業

SDGs4-a

【担当課】文化スポーツ課

豊かな心と生きる力を育む学びを提供することにより、子どもの健全育成を図り、自主性、社会性、創造性を高めます。

今後の方向性

- ・子ども達が学ぶ楽しさ・喜びを味わえるよう、学校・塾では体験できない活動の提供

具体的な取り組み②

スポーツを通じた育成事業

SDGs4-a

【担当課】子ども未来課、文化スポーツ課

スポーツを通し、子どもの心身の健やかな育ちを支援します。

今後の方向性

- ・遊びやゲーム的な要素を取り入れた、子どもの体力増進のための体操教室の実施
- ・子どもが自ら体を動かそうとする意欲を育むための幼稚園や保育所での取り組みの推進
- ・体育協会との連携による子どもがスポーツを楽しむ環境の充実

具体的な取り組み③

図書館を通じた子ども読書活動推進事業

SDGs4-a

【担当課】文化スポーツ課

図書館を活用し読書に親しみを持ってもらうことで児童の健やかな育ちを支援します。

今後の方向性

- ・子ども司書養成講座を通じての子どもの読書リーダー育成
- ・子ども俳句教室、図書館ワークショップ等、図書館に親しみを持ってもらう活動の展開
- ・市立図書館に子どもの読書空間を整備

具体的な取り組み④

子供会育成事業

SDGs4-a

【担当課】子ども未来課

地域を基盤とした異年齢の子ども達が交流し、地域に根差した多様な経験をすることで、子どもの心身の成長発達を促します。

今後の方向性

- ・地域の単位子供会の活動促進のための補助制度の継続
- ・犬山市子供会育成連絡協議会（市子連）への活動支援と補助制度の継続

具体的な取り組み⑤

児童センター運営事業

SDGs4-a

【担当課】子ども未来課

健全な遊びを提供することにより、児童の健康を増進し、自主性、社会性、創造性を高めます。

今後の方向性

- ・児童クラブの移転実施後における、特色と魅力ある児童センターの運営

具体的な取り組み⑥

児童センター整備事業

SDGs4-a

【担当課】子ども未来課

老朽化した施設を地域の実情に合わせて増改築します。

今後の方向性

- ・各児童センターの年度毎の営繕工事・修繕
- ・児童センターの配置を小学校区単位から地域単位とするため、統合や再配置を検討

●現状と課題●

- 子育てのあらゆる段階において、正しい知識を得ることができ、安心して相談できる体制を整備していく必要があります。また、子育てに関する講座、教室等に、父親や祖父母などが参加できるようプログラムの検討、開催時期の配慮や積極的な呼びかけを行う必要があります。
- 妊娠期からの子育て支援が重要視されている中、妊娠期の教室は、知識の普及や参加者同士の交流及び父親の育児参加の動機付けができ、事業の役割は大きくなっています。しかし、申込制の教室であるため、妊娠期から特に支援を必要とする妊婦すべてが参加できていないことが課題です。特に支援を必要とする妊婦については、今後も個別的支援を徹底していきます。
- 0・1・2歳児を持つ保護者を対象とした子育てに関する講座の開催や、家庭や地域の教育力の向上に取り組んでいます。

具体的な取り組み①

パパママ教室

SDGs4-2

【担当課】健康推進課

保健センターでは、妊娠、出産、育児等についての知識の普及や相談支援を行うとともに、参加者の交流、情報交換の場として、地域での仲間づくりを促進しています。

また、両親がともに参加することで、相互に協力し育児をしていくことの大切さを夫婦で学ぶ機会も提供しています。

今後の方向性

- ・母子健康手帳交付時での事業の周知と参加の呼びかけの推進
- ・父親の参加の促進
- ・妊娠期の栄養と口腔衛生についての知識の普及等、内容の充実

具体的な取り組み②

子育て世代包括支援センター「すくすく♥いぬまる」

SDGs3-1、3-2

【担当課】健康推進課

妊娠、出産、子育て期の様々な相談に保健師や助産師などが対応する切れ目のない支援体制を保健センター内に構築しました。母子健康手帳交付時に原則全員と個別面接し、個別支援プランを策定し、必要な子育て支援事業を紹介します。産後、安心して子育てができる支援体制を確保するため、産後の母子に対する心身のケア、育児のサポート等を提供する産後ケア事業も実施します。また必要に応じて関係機関との連携を図っています。

今後の方向性

- ・子育ての情報や相談の支援の充実
- ・産後ケア事業の実施
- ・妊娠期から子育て期に対応できる子育て世代包括支援センター「すくすく♥いぬまる」の周知と他機関との連携
- ・MaMaたす（犬山市子育て応援アプリ）の内容の充実と周知

具体的な取り組み③

0・1・2歳児を持つ親の勉強部屋

SDGs4-2

【担当課】子ども未来課

0・1・2歳児の未就園児を持つ保護者を対象とし、子育てに関する各分野の専門講師による基礎知識の普及を促進します。

今後の方向性

- ・保護者ニーズに合わせた講座内容の充実
- ・祖父母を対象とした事業の充実

具体的な取り組み④

ステップアップ講座

SDGs4-2

【担当課】子ども未来課

親育ちの場として、保護者が子育ての喜びや大切さを実感できるような講座を開催しています。

今後の方向性

- ・講座内容の充実
- ・父親の参加促進

具体的な取り組み⑤ 親子ひろば

SDGs4-2

【担当課】子ども未来課

親子の関わりを深めていく機会として、降園前の時間を利用し、園児と保護者が親子で関わる遊びを提供しています。

今後の方向性

- ・絵本の読み聞かせ活動の継続
- ・保護者の意見を反映した内容や園の実情に合わせた実施

具体的な取り組み⑥ わくわく音楽会

SDGs4-2

【担当課】子ども未来課

公立保育所・認定こども園に通う年長児とその保護者に、ピアノ生演奏と心地よい声楽家の歌声に触れる音楽会を開催しています。

親子で同じ歌を一緒に歌うことを通じて、親子の触れ合い、絆を強める機会とするとともに、子どもがステージで歌を発表することで自信を持つ貴重な機会としています。

今後の方向性

- ・保護者の意見を反映した内容、実施
- ・親や子ども、若い保育士への童謡の伝承

具体的な取り組み⑦ 子育て相談

SDGs4-5

【担当課】子ども未来課

子ども未来センターでは、身体的、精神的に発達が遅れがあると思われる子どもや育児不安、育児ストレスのある親に対し、個別相談を実施しています。

必要に応じその後の療育、医療へつなげる場として各機関と連携して実施しています。

今後の方向性

- ・個別相談における早期対応と関係機関との連携強化
- ・教育、子育て関係者への事業周知

【担当課】子ども未来課

はじめての子育てへの不安を和らげ、安心して子を産み育てられるよう子育てのプレ体験として、0歳児の子どもと接しながら専門職の保健師や保育士と過ごし、子育てのサポートを受けることができる事業です。

対象：市内に居住している母子健康手帳の交付を受けた妊婦（初産の方）

第1子出産後から1歳までの在宅の親子

場所：五郎丸、羽黒北、羽黒南、楽田、楽田西子ども未来園（0歳児実施園5園）

今後の方向性

- ・事業の周知拡大と事業の充実

●現状と課題●

- 平成30年度に実施した「子ども・子育てに関するアンケート調査」では、本市を子育てしやすいまちにしていくために市に望む取組みとして回答者のうち、就学前児童をもつ保護者の約8割、小学生を持つ保護者の約7割が「子どもが安心して遊べる場の整備」と回答しています。
- 子どもを産み育てたいと考えている人が、安心して子どもを産み育てることができるよう、経済的負担に対する支援や、親子で交流できる場所を提供しています。

具体的な取り組み①

公園施設の適正管理

SDGs11-7

【担当課】土木管理課

安全で快適な公園施設の適正な管理に努め、年間6回の定期点検の実施等により、遊具や便益施設の不具合等の早期発見と迅速な対応を実施し、事故の防止を図るとともに、地区公園などの比較的規模の大きな公園などの周知を行うなど、子どもの遊び場として健全な環境整備を行っていきます。

今後の方向性

- ・公園施設の適正管理を継続的に実施
- ・子育て関連事業実施のための場所の提供

具体的な取り組み②

多子・多胎児への支援

SDGs5-4、10-4

【担当課】子ども未来課、保険年金課

子育て世帯への経済的負担軽減策として、子ども医療費の助成事業を実施しています。
また、育児に対する不安を解消できるよう、多胎児の妊婦や親子の交流や遊びの場を提供し、仲間づくりの支援をしていくなど、安心して産み育てる環境の整備を進めていきます。

今後の方向性

- ・3人以上の子どもを持つ（持てる）世帯への経済的負担の軽減策の検討
- ・多胎児（双子、三つ子等）を育てる世帯（親）への出産、育児に対する精神的不安の軽減及び支援策の検討

基本目標 4 子育てと仕事が両立できる環境整備

基本施策 1

家庭・地域における男女共同参画の推進

●現状と課題●

- 女性の活躍推進や働き方改革など、近年、男女共同参画を推進する改革が進む中、平成 29 年度に犬山市男女共同参画推進指針を策定しました。本指針に基づき、多様な切り口で啓発事業を実施していますが、性別による固定的役割分担意識は根強く、家庭から社会に至る広い範囲で、一つひとつの課題を関係機関と連携しながら解決していく必要があります。
- 子育て家庭にとって魅力的なまちにするためにも、女性の多様な働き方や就労に向けた情報収集をする場や子育て、自分磨き（学び）、相談、遊びなど気軽に受けられる地域の情報提供をする場の体制づくりが必要です。

具体的な取り組み①

男女共同参画に関する啓発活動

SDGs5-5、8-5

【担当課】地域安全課

男女が尊敬し合い個性を生かす、ともに支え合う社会を目指し、市民を対象に様々な啓発事業を進めます。

また、市民を中心とした「男女共同参画市民会議」を組織しており、市民と協働して男女共同参画社会の実現を目指しています。

今後の方向性

- ・働き方改革に対する取り組みの拡充
- ・女性の社会参加や就労に対する理解の促進

具体的な取り組み②

子育てと女性の活躍応援事業

SDGs5-5、8-8

【担当課】子ども未来課

東児童センター（さんにいれ）を拠点として、主に子育て期の女性を対象に子育て支援を推進します。子育て情報の発信や、女性の活躍を応援するための講座の開催を行います。

今後の方向性

- ・子育て分野におけるシェアリングエコノミーの推進
- ・公的な子育て支援だけにとらわれず、市内全域への子育て支援情報の収集、発信
- ・子育て支援を必要とする人へ適切な子育て支援施策をコーディネート
- ・子育て応援ネットワークの支援

基本施策2

ワーク・ライフ・バランスの推進

●現状と課題●

- 本市においては、女性の就労率は上昇しており、出産を機に仕事から離れても、子どもの成長に応じて就労を考える割合も高いことから、多様な働き方を受容する環境づくりが重要です。
- 家族がともに過ごす時間を確保していくことは、子どもの幸せのためにも大切です。企業へ多様な働き方を受容する職場環境づくりの推進を働きかけるとともに、家庭や社会の意識改革を促進し、男女がともに家事・育児に積極的に関わることのできる環境づくりが必要です。
- 子育てガイド「さくらんぼ」、MaMaたす（犬山市子育て応援アプリ）、広報、ホームページ、窓口での子育て応援隊（利用者支援事業）による保育サービスの情報提供を行っており、育休明けの入園申込については、一般申込みの時期より1か月早く申請できる運用にし、優先的に入園しやすい体制を整えています。

具体的な取り組み①

企業への育児期間における就業環境整備の働きかけ

SDGs5-5、8-8

【担当課】産業課

企業を対象に、育児休業明けの短時間勤務制度や、「パパ・ママ育休プラス」などの制度や、ワークシェアリングなど、多様な働き方についての情報提供を進めます。

また、企業を対象に、育児休業給付の給付率の引き上げや、性別に関わらず、育児休業の取得しやすい就業環境の整備を働きかけます。

今後の方向性

- ・労働環境を整える施策を実施する企業への情報提供
- ・就業環境の整備の働きかけ

具体的な取り組み②

産後の休暇中、育児休業中の保護者への保育サービスについての情報提供の充実

SDGs8-8

【担当課】子ども未来課

産後休暇中、育児休業中の保護者に対して、保育サービスについての情報提供を積極的に行うことにより、保育所利用の円滑化を図り、働きやすい環境を整えます。

また、保育所の入所受け付けを優先的に行うことにより、年度途中であっても入所しやすい体制を整備しています。

今後の方向性

- ・子育てガイド「さくらんぼ」、MaMaたす（犬山市子育て応援アプリ）、広報、ホームページによる情報発信

【担当課】総務課

職員が安心して仕事と生活の調和を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を地方公共団体の期間として計画的かつ着実に推進するため、行動計画を策定しています。

今後の方向性

- ・啓発資料の作成・配布、職員に対する研修・講習の実施、情報ネットへの掲示板による周知の徹底

基本目標 5 特別な支援が必要な家庭への対応

基本施策 1

要保護児童対策の充実

●現状と課題●

- すべての子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。
- 啓発活動や、繰り返される痛ましい事件の報道などにより、地域のみなさんの児童虐待防止に関する認識向上は児童虐待の早期発見と対応につながっていますが、虐待を未然に防止するためにさらなる取り組みを進めることが必要です。
- 本市では、これまでも家庭児童相談室での相談支援や養育不安のある家庭への支援員の派遣などの取り組みを進めてきましたが、すべての子どもとその家庭、妊産婦などを対象とした福祉に関する支援業務を行う体制づくりによって、児童虐待の根絶に努めなければなりません。

具体的な取り組み①

要保護児童対策

SDGs5-2、16-1、16-2

【担当課】子ども未来課

児童虐待の早期発見、早期解決を図るため、要保護児童対策協議会を設置し、虐待防止に取り組んでいます。

今後の方向性

- ・支援を必要とする児童や家庭、妊婦までを対象とした虐待の未然防止強化
- ・関係機関との連携強化による非虐待児童やその家庭の支援推進

具体的な取り組み②

子ども家庭総合支援拠点

SDGs5-2、16-1、16-2

【担当課】子ども未来課

子どもの最も身近な場所である市において、専門的な知識を有する職員を配置する「子ども家庭総合支援拠点（子ども支援の専門的な体制）」を設置することで、地域のすべての子どもとその家庭、妊産婦等の相談に対応するほか、個々のニーズや家庭の状況等に応じて必要なサービスや地域のリソースを有機的につなぎ、最善の方法で課題解決が図れるよう総合的な支援を行います。

今後の方向性

- ・子ども家庭総合支援拠点の設置と子育て世代包括支援センターなどの機能を統合
- ・市民に分かりやすく、ワンストップで相談対応できる窓口の設置
- ・児童相談センターや要保護児童対策協議会などとの連携

【担当課】子ども未来課

子育て中の保護者の不安の解消、負担の軽減を図るため、家庭児童相談室で、児童虐待、家族関係や学校生活などの相談に対応しています。

今後の方向性

- ・ 子ども家庭総合支援拠点の設置と子育て世代包括支援センターなどの機能を統合
- ・ 市民に分かりやすく、ワンストップで相談対応できる窓口の設置
- ・ 児童相談センターや要保護児童対策協議会などとの連携

【犬山市ひとり親家庭等自立促進計画】

この施策のページは、犬山市ひとり親家庭等自立促進計画として位置づけています。

ひとり親家庭では、その多くが生計の維持と子育ての2つの負担を1人で担わなければならないため、収入や住まい、子どもの養育などに大きな困難を抱えています。

ひとり親家庭の生活の安定と向上、自立の促進は、子どもの健全な育ちにとって欠くことのできないことであるため、第2期犬山市子ども・子育て支援事業計画と一体の計画として本計画を策定し、ひとり親家庭に対する具体的な取り組みや自立支援策を総合的かつ計画的に推進します。

●計画の位置づけ●

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく自立促進計画として策定します。また、第2期犬山市子ども・子育て支援事業計画及び犬山市子どもの貧困対策計画と一体的に推進します。

●計画の対象●

本計画の対象は、市内の「母子家庭の母」及び「父子家庭の父」とその養育する子並びに「寡婦」とします。

●計画の期間●

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

●現状と課題●

- 遺児手当受給者数から見込まれる本市のひとり親家庭の数は、近年大きく増減していませんが、7割近くが児童扶養手当を受給していることから、その多くが経済的不安を抱えていると言えます。
- 本市ではこれまでも、児童扶養手当等のひとり親への手当や母子父子家庭医療費の助成などの様々な施策を実施し、ひとり親の自立に向けた支援を行っています。
- 対象者に必要な支援施策を紹介するための相談先や情報提供体制を充実し、経済的、精神的な自立を促進していくことが必要です。

具体的な取り組み①

ひとり親家庭への自立支援に関する相談事業

SDGs1-2、4-4

【担当課】子ども未来課

母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭の相談対応を行うほか、ひとり親家庭の自立を促進するため、愛知県母子家庭等就業支援センターやハローワークと連携し、就業の支援や各制度の広報・周知を推進します。

今後の方向性

- ・ひとり親家庭が抱える課題に応じた相談対応や支援、適切な情報提供

具体的な取り組み②

子育てと生活支援

SDGs1-2、1-3、4-4

【担当課】子ども未来課

食事の準備や片づけ、清掃などの日常生活に負担を感じているひとり親家庭や、社会的な養護を必要とする母子家庭に対し、安心して子育てと就労が両立でき、子どもたちの健やかな育ちが図れるよう、生活全般における支援体制の充実に努めます。

今後の方向性

児童扶養手当現況届などの機会を利用して、次のような支援制度の周知と利用促進

- ・日常生活支援事業：家庭生活支援員の派遣による育児や家事の援助
- ・ひとり親家庭情報交換事業：社会見学などを通じてひとり親家庭が交流し、情報交換などの機会を提供
- ・母子生活支援施設入所相談：社会的養護を必要とする母子に対し、母子生活支援施設への入所による就労、生活、育児などの支援を行い、自立の促進

具体的な取り組み③

ひとり親家庭の就業支援

SDGs1-2、4-4

【担当課】子ども未来課

ひとり親家庭の母等が十分な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上や資格取得の支援といった就労支援体制の充実に努めます。

今後の方向性

母子・父子自立支援員を通じて、次のような支援制度の周知と利用促進

- ・自立支援教育訓練給付金：ひとり親家庭の母等に対する教育訓練講座受講料の一部を支給
- ・高等職業訓練促進給付金：就職に有利な資格を取得するため、養成機関で修学するひとり親家庭の母等に対し、訓練促進給付金等を支給
- ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：ひとり親家庭の母等が、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座の受講を修了した際などに給付金を支給

【担当課】子ども未来課、保険年金課

経済的に弱い立場にあるひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当や遺児手当といった手当の支給、医療費の一部を助成することなどにより経済支援を行います。

今後の方向性

- ・児童扶養手当制度に関する情報提供と適正な支給業務の実施
- ・遺児手当の支給回数や支給日などの見直しを検討
- ・母子父子家庭医療費の助成により、医療費の本人負担額全額支給を継続実施

【犬山市子どもの貧困対策計画】

この施策のページは、犬山市子どもの貧困対策計画として位置づけています。

経済状況や養育環境などに困難な課題を抱えた家庭では、就学の機会や就労の選択肢が狭まることなどによる貧困の連鎖によって、将来を担うべき子どもの未来が閉ざされるということがあります。

生まれ育った環境や養育格差に関わらず、子どもの成長や育ちを守り、貧困の連鎖を断ち切ることは、すべての子どもに保障されるべき権利であることから、第2期犬山市子ども・子育て支援事業計画と一体の計画として本計画を策定し、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に推進します。

●計画の位置づけ●

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条の規定に基づく子どもの貧困対策についての計画として策定します。また、子どもの貧困対策大綱、あいちはぐみんプランを勘案しながら、第2期犬山市子ども・子育て支援事業計画及び犬山市ひとり親自立促進計画と一体的に推進します。

●計画の対象●

本計画の対象は、経済的に困窮状態にある、または、困難を抱えやすい状況にある子どもとその家庭とします。

●計画の期間●

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

●現状と課題●

- 平成28年度の愛知子ども調査及び犬山市子ども調査の結果から、本市の子どもの貧困率は7.9%となっており、平成25年の国民生活基礎調査による貧困率16.3%と比較すれば、低い水準となっていますが、すべての子どもが平等に健やかな成長・発達や自立を保障するための取り組みが必要です。
- ひとり親世帯では、他の世帯に比べ経済的な困窮度合いが高いことから、特にこれらひとり親世帯への支援が求められています。そのため本市では、児童扶養手当や母子父子家庭医療費の助成などの様々な施策を用意し、ひとり親世帯に対する支援を行っています。
- ひとり親家庭を始めとした経済的に困窮する世帯に対し、必要な支援施策の充実を図り、貧困の連鎖を断ち切ることで、すべての子どもの権利を保障することが必要となっています。

具体的な取り組み①

生活困窮者の自立支援に関する相談事業

SDGs1-2

【担当課】福祉課

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある相談者に対して相談支援、就労支援等を実施し、早期自立を図ります。

今後の方向性

- ・相談体制と関係機関との連携強化

具体的な取り組み②

経済的な支援（再掲）

SDGs1-3

【担当課】子ども未来課、保険年金課

経済的に弱い立場にあるひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当や遺児手当といった手当の支給、医療費の一部を助成することなどにより経済支援を行います。

今後の方向性

- ・児童扶養手当制度に関する情報提供と適正な支給業務の実施
- ・遺児手当の支給回数や支給日などの見直しを検討
- ・母子父子家庭医療費の助成により、医療費の本人負担額全額支給を継続実施

具体的な取り組み③

学習支援の充実

SDGs1-2、4-5、4-6

【担当課】学校教育課、子ども未来課

元教員等で教育に関する理解と熱意があり、過去に教育分野での活動実績を有する者を中心に配置する地域未来塾で、学習習慣が十分に身につけていない子どもたちに学習支援を行います。また、ひとり親家庭の子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座の受講を支援します。

今後の方向性

- ・市内の中学校校区ごとに地域未来塾を年間20回程度開催
- ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の継続実施（ひとり親家庭の子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座の受講を修了した際に給付金を支給）
- ・ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援事業の実施を検討

●現状と課題●

- 発達障害などの特別な支援を必要とする子どもを含め、障害のある子ども一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばしていくため、乳幼児期から成人期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた切れ目のない支援体制を構築していくことが求められています。
- 早期療育の必要性が重視され、健診後の事後教室参加者数が増大しています。また、育児の孤立化により、育児不安や養育支援が必要な保護者も増えています。
- 子どもの成長とともに、各々のステージに合わせた療育や支援の体制を、関係する機関が連携し育ちをつなげながら、子どもの発達を支えていくことが必要です。
- 個別の支援計画書「あゆみ」を活用し、児童生徒や保護者への理解に努めています。
- 市内にも民間の児童発達支援事業所やデイサービス事業所が多く運営されるようになり、幼稚園、保育所、放課後児童クラブとの併用が進み、関係機関との連携も図られています。
- 障害の多様性への理解や障害と向き合える家庭への理解など、さらなる支援者の専門性が求められています。

具体的な取り組み①

子どもの発達支援相談事業（子ども未来センター事業）

SDGs4-5

【担当課】子ども未来課

子どもの発達を支援するとともに、保護者の育児不安の軽減や保育士、教師への適切な助言指導を実施しています。

今後の方向性

- ・相談体制の充実
- ・関係者の支援体制とネットワークの強化

具体的な取り組み②

親子教室事業（乳児健診事後教室）

SDGs4-5

【担当課】健康推進課、子ども未来課

各種健康診査や相談時に、発達・発育上経過観察が必要と思われる子どもや、育児不安が強い親子などを対象に、保健センターにおいて心理相談員や保健師などが相談・助言を行う親子教室を実施し、必要に応じて早期療育につなげています。

また、市内の児童センター等で、親子教室の地域版としてスキップ教室を実施しています。

今後の方向性

- ・ 個別相談やグループワークの活用
- ・ 保護者の不安軽減や子どもの早期療育を推進
- ・ 妊婦や兄弟・姉妹等に配慮した参加しやすい教室の体制整備
- ・ スキップ教室の充実と児童センター等の利用促進

具体的な取り組み③

児童発達支援事業（こすもす園運営事業）

SDGs4-5

【担当課】子ども未来課

子どもの豊かな発達と自立のため、親子で通園することにより、遊びの中で児童一人ひとりの発達を促進します。

また、保護者と子育てのあり方をともに考え、育ちを支援します。

今後の方向性

- ・ 療育内容の支援と保護者支援の強化
- ・ 公立保育所の園児との交流体験の継続
- ・ 就園に向けた幼稚園、保育所との連携強化
- ・ 民間児童発達支援事業所、保健センター、障害者基幹相談支援センターとの連携強化

具体的な取り組み④

保育支援（障害児保育）（再掲）

SDGs4-5

【担当課】子ども未来課

公立保育所では、集団保育が可能な障害児について、個々の子どもの発達や障害の状態を把握し、適切な環境のもとで他の子どもとの生活を通して両者がともに育ち合えるように努めます。

今後の方向性

- ・ 巡回指導や研修会、研究会の実施による保育士の資質向上
- ・ 利用事業所とのモニタリングや情報交換会を通しての相互理解と支援ネットワークの構築
- ・ 個別相談員の巡回相談による家族、保育士の支援体制の強化
- ・ 個別の支援計画書「あゆみ」の活用

具体的な取り組み⑤

特別支援教育（犬山幼稚園、小中学校）

SDGs4-5

【担当課】子ども未来課、学校教育課

犬山幼稚園では、障害のある子どもたちの育ちを支援するため、子ども未来園と同じように保育支援（障害児保育）の取り組みを進めています。

小中学校では、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育的な支援を充実させます。また、他の子どもとの学びや生活を通してともに育ち合える場とします。

今後の方向性

- ・ 個別支援の環境の整備
- ・ 加配職員の配置基準の見直し
- ・ 特別支援学級数の増加に伴う教育を充実

具体的な取り組み⑥

放課後児童クラブにおける障害児支援

SDGs4-5

【担当課】子ども未来課

放課後児童クラブに障害のある子どもを受け入れ、他の児童との関わりを通して、お互いが育ち合える環境を整えていきます。

今後の方向性

- ・ 加配支援員や補助員の確保
- ・ 支援員や補助員の研修の充実による質の向上
- ・ 子どもの安全と保護者の安心のための環境整備

具体的な取り組み⑦

義務教育終了後の障害児支援

SDGs4-5

【担当課】福祉課

義務教育終了後も、障害者基幹相談支援センター・社会福祉協議会・地域包括支援センター・保健師・医療機関等と連携を密にし、障害のある子どもや家族を継続して支援します。

今後の方向性

- ・ 障害者自立支援協議会を通じた関係機関の連携強化

●現状と課題●

- 外国人人口は、5年前と比較して、約700人増、年少（15歳未満）人口では、約50人増となっています。
- 保育所の入園手続きに限らず、行政サービスを利用する際、言葉の壁により日本人市民と同様のサービスを受けられない事や、母国との制度の違いのため、窓口での説明が十分伝えられないなどの課題があります。こうしたことから、派遣によるコミュニティ通訳者の通訳により手続きを進めることも多々あります。
- 習慣の異なる国で子育てすることは、不安な事も多いことから、子育てしやすい環境を整えるには、的確な情報提供や相談体制が必要となります。

具体的な取り組み① 外国人家庭への支援

SDGs10-2

【担当課】子ども未来課・観光交流課・学校教育課

保護者が安心して子どもを預けることができ、子どもも安心して保育所、幼稚園、学校等での生活を送ることができるよう、コミュニティ通訳者や外国語自動翻訳機を活用し、適切な情報を伝達するように努めています。

母国語で生活してきた外国籍の子どもが、スムーズに小学校生活に移行することができるよう、公立保育所の年長児を対象とした小学校就学前のプレスクールを実施するとともに、保護者にも入学準備のワークショップを開催するなど、日本で安心して子どもを育てられる環境づくりを進めています。

今後の方向性

- ・コミュニティ通訳者を介した保護者への適切な情報提供の継続的な実施
- ・コミュニティ通訳者の登録数の増による常駐型通訳者の配置の検討
- ・外国語自動翻訳機の活用
- ・羽黒小学校、楽田小学校、南部中学校での語学指導員配置による子どもと親への支援

第5章 計画の推進体制



1 計画の推進

(1) 推進体制の強化

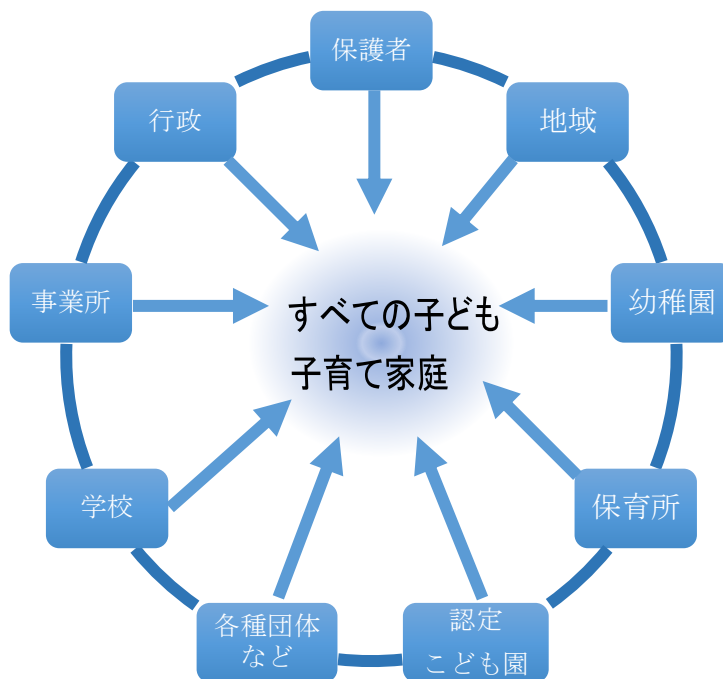
子育て支援は、福祉・保健・医療・教育など多岐の分野に関わるものとなっています。本計画の推進にあたっては、市役所庁内関係部局との緊密な連絡・調整を行うとともに、関連計画との整合性を図り、より効果的に取り組みます。

(2) 市民や地域との連携強化

多様化する市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、保護者やNPOなどの各種団体との関わりが重要となることから、連携と協力関係をこれまで以上に築いていきます。また、本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報やホームページなどを通じて周知し、地域の子育て支援に対する意識を高めます。

(3) 広域調整や県との連携

幼稚園や保育所の広域利用、障害児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制が必要な場合については、近隣自治体や県と連携・調整を図ります。



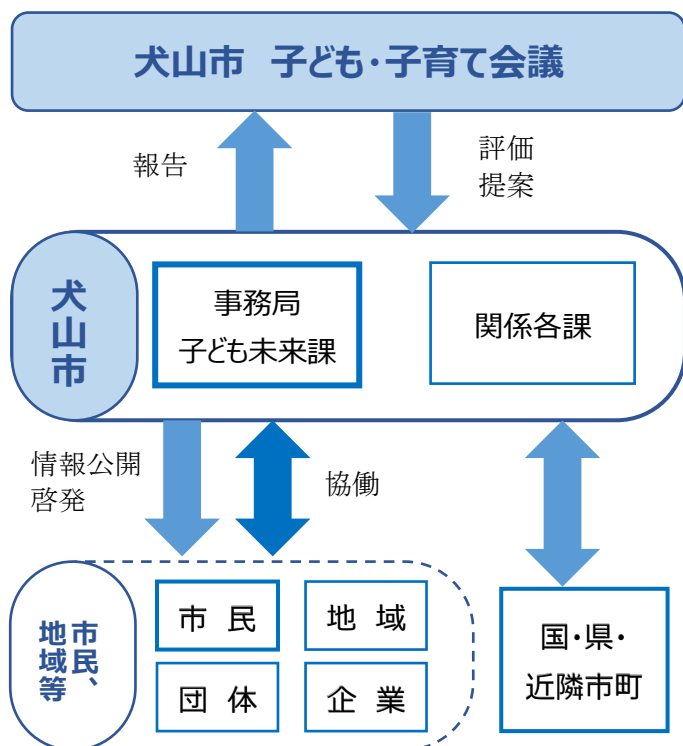
2 計画の進行管理と評価

(1) 進行管理と評価体制の確立

計画の実効性を高めていくため、各施策や具体的な取り組みの進捗状況について毎年度点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映します。

特に、量の見込みや確保の内容など、具体的な数値目標を設定した部分については、需要と供給の状況を定期的に確認し、必要に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟な対応ができるようにします。

◆ プランの推進体制



計画の進捗評価イメージ (PDCAサイクル)



3 SDGsの視点と基本施策の関わり

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、これらの目標は犬山市のまちづくりにおいても根幹となる考え方です。本計画では、第4章「施策の展開」において「持続可能な開発目標（SDGs）」の子育て分野の目標実現を目指していきます。

（第4章「施策の展開」において **SDGsO-O** 印がついています。）

グローバル目標		ターゲット		第2期犬山市子ども・子育て支援事業計画（施策名）具体的な取り組み	
1	「貧困をなくそう」 世界中のあらゆる形の貧困を終わらせる	1.2	貧困状態にある人の割合を半減させる	2030年までに各国定義によるあらゆる次元の 貧困状態 にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの 割合を半減 させる	5-2-①ひとり親家庭への自立支援に関する相談事業
					5-2-②子育てと生活支援
		1.3	貧困層・脆弱層の人々を保護する	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに 貧困層及び脆弱層に対し十分な保護 を達成する	5-2-③ひとり親家庭の就業支援
					5-3-①生活困窮者の自立支援に関する相談事業 5-3-③学習支援の充実
3	「すべての人に健康と福祉を」 何歳であっても、健康で、安心して満足に暮らせるようにする	3.1	妊産婦の死亡率を削減する	2030年までに、 世界の妊産婦の死亡率 を出生10万人当たり70人未満に 削減 する	2-1-(1)妊婦健診事業
					3-2-②子育て世代包括支援センター 3-2-⑧マイ保育園事業
		3.2	新生児・5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以上死亡率を少なくとも出生1,000件中 25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶 する	2-1-(2)Babyワン訪問
					3-2-②子育て世代包括支援センター 3-2-⑧マイ保育園事業
4	「質の高い教育をみんなに」 だれもが平等に質の高い教育を受けられるようにし、だれもが生涯にわたってあらゆる機会に学習できるようにする	4.2	乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、 質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセス することにより、初等教育を受ける準備が整うようにする	1-1-(1)教育事業の量の見込みと確保の内容
					1-1-(2)保育事業の量の見込みと確保の内容(0歳児)
					1-1-(3)保育事業の量の見込みと確保の内容(1・2歳児)
					1-1-(4)保育事業の量の見込みと確保の内容(3歳以上児)
					1-2-①認定こども園の推進
					1-2-②子ども未来センター事業
					1-2-③未就学児の窓口一本化
					1-3-③読解力の向上
					2-1-(4)地域子育て支援事業
					2-1-(5)延長保育事業
					2-1-(6)一時預かり事業
					2-2-③保育所地域活動事業
					3-2-①パパママ教室
					3-2-③0・1・2歳児を持つ親の勉強部屋
3-2-④ステップアップ講座					
3-2-⑤親子ひろば					
3-2-⑥わくわく音楽会					

グローバル目標		ターゲット		第2期犬山市子ども・子育て支援事業計画(施策名) 具体的な取り組み			
4	「質の高い教育をみんなに」 だれもが平等に質の高い教育を受けられるようにし、だれもが生涯にわたってあらゆる機会に学習できるようにする	4.4	働く技能を備えた若者と成人の割合を増やす	2030年までに、 技術的・職業的スキル など、 雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能 を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる	5-2-①ひとり親家庭への自立支援に関する相談事業 5-2-②子育てと生活支援 5-2-③ひとり親家庭の就業支援		
		4.5	教育における男女格差をなくし、脆弱層が教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする	2030年までに、 教育におけるジェンダ 格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、 脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセス できるようにする	1-4-②保育支援(障害児保育) 3-2-⑦子育て相談 5-3-③学習支援の充実 5-4-①子どもの発達支援相談事業(子ども未来センター事業) 5-4-②親子教室事業(乳児健診事後教室) 5-4-③児童発達支援事業(こすもす園運営事業) 5-4-④保育支援(障害児保育) 5-4-⑤特別支援教育(幼稚園、小中学校) 5-4-⑥児童クラブにおける障害児支援 5-4-⑦義務教育終了後の障害児支援		
		4.6	基本的な読み書き計算ができるようにする	2030年までに、すべての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、 読み書き能力及び基本的計算能力 を身に付けられるようにする	1-3-③読解力の向上 5-3-③学習支援の充実		
		4.7	教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技術を得られるようにする	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、 全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得 できるようにする	1-3-①保育士の資質・専門性の向上に向けた事業 2-2-①子育てサークル支援事業 2-2-②地域活動クラブ事業 2-2-④赤ちゃんの駅事業		
		4.a	安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供する	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に 安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供 できるようにする	1-3-①保育士の資質・専門性の向上に向けた事業 1-3-②保育士の人材確保事業 1-5-①保育機能の集約 1-5-②教育・保育施設整備事業 2-1-(9)放課後健全育成事業 3-1-①子ども大学事業 3-1-②スポーツを通じた育成事業 3-1-③図書館を通じた子ども読書活動推進事業 3-1-④子供会育成事業 3-1-⑤児童館・児童センター運営事業 3-1-⑥児童館・児童センター整備事業		
		5	「ジェンダー平等を実現しよう」 ジェンダーが平等であるようにし、すべての女性や女児に力を与える	5.2	女性に対する暴力をなくす	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての 女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除 する	5-1-①家庭児童相談室事業 5-1-②要保護児童対策 5-1-③子ども家庭総合支援拠点
				5.4	無報酬の育児・介護・家事労働を認識・評価する	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家庭内における責任分担を通じて、 無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価 する	1-4-③育児休業中の入園児童の拡大 2-1-(4)地域子育て支援拠点事業 2-1-(6)一時預かり事業 2-1-(7)ファミリー・サポート・センター事業 3-3-②多子・多胎児への支援
				5.5	政治、経済、公共分野での意思決定において、女性の参画と平等なリーダーシップの機会を確保する	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定 において、安全かつ効果的な 女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保 する	4-1-①男女共同参画に関する啓発活動 4-1-②子育てと女性の活躍応援事業 4-2-①企業への育児期間における就業環境整備の働きかけ 4-2-③犬山市特定事業主行動計画

グローバル目標		ターゲット		第2期犬山市子ども・子育て支援事業計画（施策名）具体的な取り組み	
8	「働きがいも経済成長」 自然資源が守られ、みんなが参加できる経済成長を進め、すべての人が働き甲斐のある人間らしい仕事をできるようにする	8.5	雇用と働きがいのある仕事、同一労働同一賃金を達成する	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、 完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事 、ならびに 同一労働同一賃金 を達成する	4-1-①男女共同参画に関する啓発活動 4-1-②子育てと女性の活躍応援事業
		8.8	労働者の権利を保護し、安全・安心に働けるようにする	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、 すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する	1-4-①休日保育 2-1-(5)延長保育事業（18時以降利用児） 2-1-(6)一時預かり事業 2-1-(7)ファミリー・サポート・センター事業 2-1-(9)放課後健全育成事業 2-1-(10)病児・病後児保育事業 2-1-(11)利用者支援事業 4-2-①企業への育児期間における就業環境整備の働きかけ 4-2-②産後の休業中、育児休業中の保護者への保育サービスについての情報提供の充実 4-2-③犬山市特定事業主行動計画
		10.2	すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の 能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含 を促進する	5-5-①外国人家庭への支援
		10.4	政策により、平等の拡大を達成する	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする 政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。	1-4-③育児休業中の入園児童の拡大 3-3-②多子・多胎児への支援
10	「不平等を減らすこと」 国と国の間にある不平等や、国の中での不平等を減らす				
11	「持続可能なまちと地域社会」 まちや人びとが住んでいるところを、だれもが受け入れられ、安全で、災害に強く、持続可能な場所にする	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な 緑地や公共スペースへの普遍的なアクセス を提供する	3-3-①公園施設の適正管理
16	「平和と公正をすべての人に」 持続可能な開発のため、平和でみんなが参加できる社会をつくり、すべての人が、司法（法律に基づいた裁判や手続き）を利用でき、地域・国・世界のどのレベルにおいても、きちんと実行され、必要な説明がなされ、だれもが対象となる制度をつくる	16.1	暴力及び暴力に関する死亡率を減らす	あらゆる場所において、すべての形態の 暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少 させる	5-1-①要保護児童対策 5-1-②子ども家庭総合支援拠点
		16.2	子どもに対する虐待や暴力・拷問をなくす	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅 する	2-1-(3)養育支援訪問事業 2-1-(8)子育て短期支援事業 5-1-①家庭児童相談室事業 5-1-②要保護児童対策 5-1-③子ども家庭総合支援拠点



參考資料

(1) 犬山市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく審議会として設置する犬山市子ども・子育て会議について、同条第3項の規定に基づき組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、犬山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 市議会の議員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議は、専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、教育部子ども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以下 省略

(2) 犬山市子ども・子育て会議委員名簿

条例区分	職名等		氏名
学識経験者	仁愛大学	教授	石川 昭義
	名古屋経済大学	教授	関谷 みのぶ
保護者代表	小中学校 PTA 連合会	代表	長谷川 樹理
	児童クラブ父母会連絡協議会	代表	橋本 祐子
	子育てサークル所属		久郷 珠代
			若井 友美子
	私立保育園保護者	犬山さくら保育園保護者	松浦 恵子
	公立保育園保護者	城東子ども未来園保護者	北井 久美子
	私立幼稚園保護者	光明幼稚園保護者	三谷 由美子
公立幼稚園保護者	犬山幼稚園 PTA 会長	田中 亜紀	
福祉・保健・医療・教育	民生委員		森川 小夜子
	主任児童委員		武内 久恵
	地域活動連絡協議会	犬山市地域活動連絡協議会会長	寺沢 有規
	尾北医師会犬山支部	榊原こどもクリニック	榊原 吉峰
小中学校校長	城東小学校校長	水野 晴雅	
事業者	保育園長	犬山さくら保育園園長	岡田 寿美代
	幼稚園長	光明幼稚園園長 光明第二幼稚園園長	池田 正順
		障害児相談支援事業所	特定非営利活動法人ぽんぽこネットワーク
市議会	市議会議員		岡村 千里
	市議会議員		玉置 幸哉
その他	商工会議所	副会頭	高橋 秀治
			加藤 浩一

(3) 策定経過

■平成 30 年度

年月日	項目	内容
平成 30 年 8 月 20 日	第 1 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査について ・東児童センター及び城東第 2 子育て支援センターの見直しについて ・幼児教育の無償化について
11 月 15 日 ～11 月 30 日	子ども・子育てに関するアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童の保護者 対象者 1,361 人 回収率 90.5% ・小学生児童の保護者 対象者 1,800 人 回収率 70.8%
平成 31 年 2 月 20 日	第 2 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査結果の報告について ・栗栖児童クラブの開設について ・幼児教育・保育の無償化について

■平成 31 年度

年月日	項目	内容
令和元年 7 月 17 日	第 1 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・2 期子ども・子育て支援事業計画策定について ・幼児教育・保育の無償化について
令和元年 11 月 18 日	第 2 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・子ども未来園 施設整備 10 年計画について
12 月 16 日 ～1 月 10 日	パブリックコメントの実施	
1 月 26 日	タウンミーティングの実施	
平成 32 年 2 月 27 日	第 3 回子ども・子育て会議	

(4) 用語解説

■企業主導型保育事業

平成 28 年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

■認可外保育施設

乳児又は幼児を保育することを目的とする施設であり、市長の認可を受けていない（又は認可を取り消された）施設を総称したもの。一般に「託児室」「無認可保育所」などと呼ばれるもの。

■児童発達支援

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

■放課後等デイサービス

学齢期の障害のあるお子さんや発達に特性のあるお子さんが、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う。

■子どもの権利条約

児童の権利について定める国際条約。通称は子どもの権利条約。

子ども（18 歳未満）の権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めている。さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めている。

子どもの権利条約には、「命を守られ成長できること」、「子どもにとって最もよいこと」、「意見を表明し参加できること」、「差別のないこと」の 4 つの原則がある。

第2期 犬山市子ども・子育て支援事業計画
「犬山市ひとり親家庭等自立促進計画」
「犬山市子どもの貧困対策改革」

発行：犬山市
編集：犬山市 教育部 子ども未来課
住所：〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑 36
TEL：0568-44-0324 FAX：0568-44-0365

発行年月：令和2年3月
